

ウイルスチェックゲートウェイサービス利用規約

以下に定める利用規約(以下「本規約」といいます。)をよくお読みください。本サービス(第1 条にて定義します。) への申込みは、当社のIP通信網サービスのホームページ(<https://www.bit-drive.ne.jp>) (以下「本件ホームページ」といいます。) 又はソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)の所定の本サービスの利用申込用紙を通じて行うものとします。申込希望者(第10条にて定義します。)は、本サービスの利用申込用紙に必要事項を記入し、当社に提出することにより本規約の内容に同意したものとみなします。

第1条 (本規約の目的)

1. 本規約は、当社が提供する「ウイルスチェックゲートウェイサービス」(以下「本サービス」といいます。詳細は第4条にて定義します。)の利用について定めます。
2. 本規約第10条(本サービスの申込方法)及び第11条(利用申込の承諾)に従って、本サービスの利用契約を結んだ者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条 (本規約の範囲)

1. 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係について適用されるものとします。
2. 当社が、本サービスの円滑な運用を図るために必要に応じて契約者に通知(本件ホームページでの掲載も含みます。以下同じとします。)する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 (本規約の変更)

当社は、本規約を契約者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することができるものとします。かかる場合、契約者は、30日以内に本サービスを解約しない限り、かかる本規約の変更について承諾したものとみなします。

第4条 (用語定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
IP通信網サービス	当社が定めるIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網を使用して行う電気通信サービス
IP通信網サービス取扱所	当社が定めるIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所
Exchange Online	契約外日本マイクロソフト株式会社が提供する「Microsoft Exchange Online」と称するクラウドサービス又はこれに準ずるサービスで当社が指定するもの
コンピューターウイルス	本サービスの適用対象となるメールアドレスに送受信された電子メールに含まれる、第三者のプログラムやデータに対して意図的になんらかの被害を及ぼすように作られたプログラム
電子メール	メールアドレスを使用してメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生又は転送などを行うこと
本サービス	IP通信網を利用して転送された電子メールを当社が別に定めるコンピューターウイルススキャン装置内でスキャンし、添付ファイル等に含まれるコンピューターウイルスを検知した場合は、当該電子メールを削除するサービス
ドメイン名	JPNIC等によって割り当てられる組織を示す名称
自営端末設備	IP通信網契約者が設置する端末設備
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
メールサーバー	メールサーバーの機能を備えたサーバー(メールサーバー機能と他のサーバー機能を兼ね備えた複合サーバーを含みますがこれに限りません。)のうち、グローバルIPアドレスを用いて電気通信を媒介しているもの(契約者がメールサーバー機能と他のサーバー機能を兼ね備えた複合サーバーを使用している場合でメールサーバー機能を利用していない場合であっても、当該複合サーバーは本項に定める「メールサーバー」に該当するものとします。)であって、本サービスの適用対象となるもの
IPv4	IP通信網でデータを伝達交換するためのプロトコルのひとつでインターネットプロトコルバージョン4を省略した表記
IPv6	IP通信網でデータを伝達交換するためのプロトコルのひとつでインターネットプロトコルバージョン6を省略した表記

第5条 (本サービスの種類)

当社が提供する本サービスには、次の種類があります。

ウイルスチェックゲートウェイサービス IPv4/v6 タイプ	メールの送受信の際、IPv4およびIPv6によりおこなわれるもの
--------------------------------	----------------------------------

第6条 (本サービスの適用範囲)

1. 当社は、コンピューターウイルスについて、当社が別途定める機器(以下「ウイルスチェックゲートウェイ」といいます。)で検知した場合は、当該コンピューターウイルスが含まれる電子メールの削除を行います。但し、検知可能なコンピューターウイルスは、コンピューターウイルスの検知及び駆除実施時における、当社が別途定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なコンピューターウイルスとします。又、本サービスは、電子メール受信用自営端末内(同ドメイン間)での電子メールの送受信に関しては適用されないものとします。

2. 本サービスは、契約者の特定の目的に適合すること、契約者の期待通りの機能を有すること、その動作に誤りがないこと、電子メール又は自営端末設備及びその中にインストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他ウィルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

第7条 (本サービスの制限)

メールサーバーにて送受信された電子メールの数量(架空のメールアドレスに対する送信の結果、送信先メールアドレスに対して返送された電子メール等を含みますがこれに限りません。)がウイルスチェックゲートウェイの処理能力をこえる場合、本サービスの提供に支障をきたす可能性があります。かかる数量は同ドメイン、メールアドレス10個ごとに1時間あたり1,000通を目安としておりますが、1時間あたり1,000通をこえない場合であっても、当社は当社の裁量にて、本サービスの提供に支障があると判断するときには、当社が適切と考える次の措置を法令上可能な範囲で講じることができるものとします。

- 1)メールサーバーから送信する電子メールの一時的な配信停止。
- 2)メールサーバー宛に特定のメールサーバーから配信される電子メールの一時的な受信拒否。
- 3)ウイルスチェックゲートウェイに蓄積された電子メールの配信停止及び一定期間経過後の削除。
- 4)その他当社が下記の URL に掲示する措置を含む当社が適切と考える措置。

<https://www.bit-drive.ne.jp/cgi-bin/jumppage/jumppage.cgi?pageNo=31>

第8条 (提供区域)

本サービスの提供区域は、当社のIP通信網サービス契約約款第5条(提供区域)に準じるものとします。

第9条 (契約の前提条件)

本サービスの利用契約締結にあたっては、以下のいずれかを前提条件とします。

- 1)本サービスの申込を希望する者(以下「申込希望者」といいます。)が、当社とIP通信網サービスの利用契約を締結していること。
- 2)申込み希望者が、当社又は第三者とExchange Online の利用契約を締結していること。

第10条 (本サービスの申込方法)

申込希望者は、次に掲げる事項を当社所定の契約申込書(紙面又は電子データ)に記載し、契約事務を行う当社指定のIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- 1)申込希望者が加入しているIP通信網サービスに係るアカウント番号。
- 2)ドメイン名(契約者が使用しているサブドメインを含みます。)
- 3)本サービスを利用する電子メール受信用自営端末設備のIPアドレス。
- 4)その他本サービスの申込みの内容を特定するために当社が要求する事項。

第11条 (利用申込の承諾)

1. 当社は、申込希望者から本サービスの利用申込があった場合は、本サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、本サービスの申込みを受け付けた順序に従ってかかる利用申込を承諾します。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの利用申込を承諾しないことがあります。
 - 1)申込希望者が第9条(契約の前提条件)の条件を満たしていないとき。
 - 2)申込希望者が本規約に定める条項に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - 3)当社が本サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - 4)申込希望者がIP通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - 5)その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
3. 当社は申込希望者による本サービスの利用申込を承諾した後であっても、前項のいずれかに該当することが判明した場合、当社はその承諾を取り消すことができます。

第12条 (本サービスの内容変更)

当社は必要に応じて契約者の承諾を得ることなく、本サービスの内容変更を行うことができるものとします。かかる変更について、当社は本件ホームページ上、もしくは当社が適当と判断する方法にて契約者に通知するものとします。

第13条 (営業活動の禁止)

契約者は、本サービスを、有償、無償を問わず、営利を目的として利用することができません。

第14条 (知的財産権)

1. 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品(以下「提供物」といいます。提供物には本規約、取扱いマニュアルなども含まれます。)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)及び著作者人格権、特許権、商標権、並びにノウハウなどの一切の知的所有権は、当社または原権利者に帰属するものとします。
2. 契約者は、提供物の取扱いに関し、以下の事項を遵守するものとします。
 - 1)本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - 2)複製、改変、編集などを行わず、またリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル等を行わないこと。
 - 3)営利目的の有無を問わず、本サービスを受ける権利の譲渡、担保設定、再許諾、再販売などを行わないこと。
 - 4)著作権表示などを削除、変更しないこと。

第15条 (本サービスの中断・中止)

当社は、次の場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を中断・中止することがあります。

- 1)当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- 2)IP通信網サービスの利用契約に係る電気通信サービスが利用できない状態にあるとき。
- 3)IP通信網サービス契約約款第58条(通信利用の制限等)に該当する事由が発生したとき。
- 4)天災、事変、その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき。
- 5)当社が設置する電気通信設備又は本サービスに係るソフトウェアの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- 6)Exchange Online、その他本サービスに係る第三者のサービスによる影響を受けたとき。

7)その他当社が本サービスの運用の全部または一部を中止・中断することが望ましいと判断したとき。

第16条 (本サービスの終了)

1. 当社は、次の場合、本サービスの提供を終了することができるものとします。
 - 1)本サービスに係る電気通信設備等を提供する事業者が、かかる事業を終了したとき。
 - 2)本サービスに関するソフトウェア等に起因する障害等により、本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。
 - 3)その他本サービスを継続かつ安定的に提供することが著しく困難なとき。
2. 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を終了する場合は、事前に契約者にその旨を、当社が適当と判断する方法にて通知します。

第17条 (利用資格の停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当すると判断したときは、契約者の本サービスの利用資格を、当社が必要と判断する期間、停止することができるものとします。

- 1)本サービスの利用料金、IP通信網サービスの利用契約に係る電気通信サービスの利用料金、及びその他の債務について、支払期限を超過し、且つ当社が催促をおこなったにもかかわらず、なお支払わないとき。
- 2)当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
- 3)第13条(営業活動の禁止)、第14条(知的財産権)第2項、及び第25条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
- 4)第7条(本サービスの制限)に言及する、当社が本サービス提供に支障がであると判断する数量の電子メールの送受信を行ったとき。
- 5)前四号のほか、本規約又はIP通信網サービス契約約款に反する行為であって、本サービス又はIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼす恐れがあると当社が判断する行為をしたとき。
- 6)当社に損害を与えたとき。
- 7)その他、契約者として不適当と当社が判断したとき。

第18条 (当社による契約解除)

1. 当社は、次に定める事由のいずれかが発生した場合、本サービスの利用契約を解除することができるものとします。
 - 1)当社が、第17条(利用資格の停止)に従い、契約者の本サービスの利用資格を停止した後、合理的な期間が経過したにもかかわらず、なお、かかる利用資格の停止の原因となった事実が解消されないとき。
 - 2)第17条(利用資格の停止)の各号に定める事実が存在し、かかる事実の存在が当社の業務に著しい支障をきたすために、契約者の本サービスの利用資格の停止のみでは不十分と当社が判断したとき。
 - 3)契約者が、手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 4)契約者が、差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき。
 - 5)契約者が、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をしたとき。
2. 前項の各号に規定する場合に加え、第15条(本サービスの中断・中止)に定める本サービスの利用の中断・中止の期間が、かかる中断・中止をした日から起算して1年間を経過した場合、当該1年間を経過した日において本サービスの利用契約は解除されるものとします。
3. 当社は、本サービスの利用契約を解除する際、事前に契約者にその旨を、当社が適当と判断する方法にて通知したうえで、催告なく本サービスの利用契約を解除できるものとします。

第19条 (契約者による契約解除)

契約者は、当社が別途定める方法に従って、当社に届け出を行うことにより、本サービスの利用契約を解除できるものとします。

第20条 (契約終了後の措置)

1. 本規約に従い、本サービスの利用契約が解除された場合又は本サービスの利用契約が終了した場合、契約者は当社の指示に従い、本サービスの利用終了にかかる手続きを行うものとします。
2. 契約者は、別紙「料金表」の第4項(2)及び第5項に従い本サービスの利用料の支払いを行うとともに、本サービスに関連して発生した当社に対する債務の全額を、当社の指示する方法で支払うものとします。なお当社は、既に支払われた本サービスの利用料については一切払い戻しいたしません。
3. 本サービスの利用契約が解除された場合又は本サービスの利用契約が終了した場合でも第14条(知的財産権)、本条(契約終了後の措置)、第24条(責任の制限)、第28条(情報の取扱)、第30条(準拠法)、第31条(紛争の解決)については、効力を有するものとします。

第21条 (料金)

当社が提供する本サービスの利用料金は別紙「料金表」に定めるものとします。

第22条 (利用料の支払い義務)

1. 契約者は、本サービスの提供を開始した日から起算して当該本サービスの利用契約の解除があった日の前日までの期間(以下「契約期間」といいます。提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、利用料(別紙「料金表 第1 利用料」に規定する料金をいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。
2. 契約期間において、第17条(利用資格の停止)に定める事由により、契約者が本サービスを利用することができない状態が生じた場合、契約者はかかる期間中の本サービスの利用料を負担するものとします。
3. 前項にかかわらず、以下に定める事由により、契約者が本サービスを利用できない期間の本サービスの利用料(下記表の右欄に記載しております。)については、契約者は一切負担する必要がありません。

事由	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、IP通信網サービス及び本サービスを全く利用できない状態(IP通信網サービス及び本サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2欄又は3欄に起因する事象に該当する場合を除きます。)に、かかる事情を当社が知った時刻(以下「起算時刻」といいます。)から起算して24 時間以上その状態が連続したとき。	起算時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分)に限り、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料。
2 契約者回線等の移転又は相互接続点の所在地の変更に伴って、IP 通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	IP通信網サービスを利用できなくなった日から起算して、再び利用できる状態になった日の前日までの日数に対応する利用料。

3 IP通信網サービスの接続休止及び本サービスの停止を行ったとき。

IP通信網サービスの接続休止及び本サービスの停止を行った日から起算して、再び利用できる状態となった日の前日までの日数に対応する利用料

4. 当社は、契約者が支払いを要しないこととされた利用料金を既に支払っているときは、かかる支払済み利用料金を契約者に返還します。
5. 当社は、必要に応じて、契約者の承諾を得ることなく利用料金を変更することができるものとします。かかる利用料金の変更については、当社より、当社が適当と判断する方法にて、契約者に通知された時点で効力を生じるものとします。

第23条 （設定手数料の支払義務）

契約者は、別紙「料金表 第2 設定手数料」に従って、設定手数料を当社に支払うものとします。

第24条 （責任の制限）

1. 当社は、本サービスの提供において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下、本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は第22条（利用料の支払い義務）第3項の表中で定める起算時刻以後、その状態が継続した時間について 24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料の日割額（24 時間の倍数を超える部分については考慮に入れないものとします。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
3. 契約者は、本サービスを利用する場合、メールサーバーを利用して1通につき 100 メガバイトを超過する容量の電子メール（電子メール本文及び添付物を含む。以下同じ）の送受信が行えなくなることを了承するものとし、契約者が本項に定める容量制限を超える電子メールの送受信を行うことによって生じる一切の損害に対して、当社は責任を負わないものとします。
4. 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者も含みます。）に何らかの損害を与えた場合、あるいは当該契約者が何らかの損害を第三者から受けた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
5. 当社は、本サービスの提供により生じる結果及び本規約に従って行った行為の結果について、いかなる理由（本サービスの提供に必要な設備・ソフトウェアの不具合・故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、電子メールの紛失を含むがこれに限りません。）があろうとも、契約者に対して一切責任を負わないものとします。
6. 当社が本サービスの利用契約において、契約者に賠償する金額は、当社の履行又は不履行による損害であっても、また契約責任、不法行為責任その他いかなる法理に基づくものであっても、契約者に損害が発生した時点から起算して直近6ヶ月間に当社が契約者から受領した本サービスの利用料を超えないものとします。

第25条 （利用に係る契約者の義務）

1. 契約者は以下に定める行為を行ってはならないものとします。
 - 1) 当社又は第三者の財産権（知的所有権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害する行為。
 - 2) 本サービスを違法な目的で利用する行為。
 - 3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - 4) 意図的に有害なコンピュータープログラム等を送信する行為。
 - 5) 当社の設備に無権限でアクセスする行為。
 - 6) メールサーバーの設定をオープンリレー、第三者中継又はこれに類する機能を許可する設定にする行為。
 - 7) 本サービス及びその他当社の事業運営に支障をきたすおそれのある行為。
 - 8) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為。
 - 9) その他各号に該当する恐れがある行為又はこれに類する行為。
2. 契約者は、前項の規定に違反して当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要となる費用を支払うものとします。

第26条 （設備等の準備及び設定の確認）

1. 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なコンピューター端末、通信機器、通信回線その他の設備を保持し管理するものとします。
2. 契約者が本サービスを利用するために必要な通信回線の利用は、本サービスの利用料金には含まれず、契約者が直接これを負担するものとします。
3. 当社は、当社が契約者に付与したIPアドレスを使用してインターネットに接続される契約者の機器の設定がオープンリレー、第三者中継又はこれに類する機能を許可する設定になっていないことを、当社の裁量にて確認することができるものとします。

第27条 （権利義務の譲渡）

契約者は、本規約より生じる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならないものとします。

第28条 （情報の取扱）

1. 契約者は本サービスの利用に関して、当社が別途定める情報（「指定情報」といいます。）の登録を当社の指示に従って行うものとします。
2. 当社は、指定情報及び当社が本サービスを契約者に提供する場合に知得する契約者の情報を、以下の各号に該当する場合を除き、第三者に開示又は提供しないものとします。
 - 1) 法令又は権限ある官公庁により開示又は提供を要求された場合。
 - 2) 開示又は提供につき、契約者の同意を得た場合。
 - 3) 契約者に対し、本規約に基づく義務の履行を請求する場合。
 - 4) 契約者に対する本サービス提供に関し、紛争又は損害賠償請求が発生した場合。
 - 5) 当社または契約者の生命、身体、自由、財産、権利および名誉を保護する必要がある場合。
3. 本サービスによって一度削除された電子メールを、契約者の求めに応じて当社が改めて送信する場合、当社が契約者の電子メールの内容及びそれに関連する情報（以下「電子メール情報」といいます。）を取得することがあります。その場合、当社は以下の各号に掲げる目的で電子メール情報を利用するものとします。
 - 1) 契約者が送信を求める電子メールを特定するため。
 - 2) 契約者の求めに応じて電子メールを送信するため。
 - 3) 前各号に付帯する目的のため。

第29条 （分離性）

本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

第30条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については日本国法に準拠するものとします。

第31条（紛争の解決）

1. 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について契約者と当社との間に疑義を生じた場合、契約者及び当社は双方誠意をもって協議解決するものとします。
2. 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2008年6月13日より実施します。

附則

（実施期日）

- 1 本規約は、2009年9月1日より実施します。

（経過規定）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、改正前の本規約の規定により締結している当社との契約は、この改正実施の日において、改正後の規約の規定による当社との契約とみなします。

附則

本規約は、2010年4月1日より実施します。

附則

本規約は、2011年6月15日より実施します。

附則

本規約は、2011年8月2日より実施します。

附則

本規約は、2011年12月12日より実施します。

附則

本規約は、2012年1月16日より実施します。

附則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2012年3月15日から実施します。

（経過処置）

- 2 この改正規定実施の際に、この改正規定による改正前の規約（以下「改正前規約」といいます。）の契約は、この改正規約実施の日において、「ウィルスチェックゲートウェイサービス IPv4 タイプ」の契約とみなします。
- （料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に、改正前規約の規定により、支払い又は支払わなければならなかったサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- （損害賠償に関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じたサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2013年4月22日から実施します。

（経過処置）

- 2 この改正規定実施の際に、この改正規定による改正前の規約（以下「改正前規約」といいます。）の契約において、サービスの種類が「ウィルスチェックゲートウェイサービス IPv4 タイプ」の場合は、この改正規約実施の日において、「ウィルスチェックゲートウェイサービス IPv4/v6 タイプ」の契約とみなします。
- （料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に、改正前規約の規定により、支払い又は支払わなければならなかったサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- （損害賠償に関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じたサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

本規約は、2013年11月1日より実施します。

附則

本規約は、2014年4月1日より実施します。

附則

本規約は、2015年2月23日より実施します。

附則

本規約は、2015年7月21日より実施します。

附則

本規約は、2016年7月1日より実施します。

附則

本規約は、2018年4月24日より実施します。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1. 当社は、利用料については、暦月に従って計算します。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
3. 当社は、利用料については、暦月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。

(月額料金の日割)

4. 当社は、以下に定める場合は、その月の月額利用料を利用日数に応じて日割計算します。
 - 1) 月の初日以外の日の本サービスの提供の開始があったとき。
 - 2) 月の初日以外の日の本契約の解除があったとき。3) 1)及び2)の場合を除いて、月の初日以外の日にご利用料の額が増加又は減少したとき(この場合において、増加又は減少後の利用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。)
5. 前項の規定による利用料の日割は、その月の日数により行います。

(端数処理)

6. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

7. 契約者は、利用料及び手数料等を、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
8. 利用料及び手数料等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
9. 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(消費税相当額の加算)

10. 第22条(利用料の支払義務)から第23条(設定手数料の支払義務)までの規定、その他本規約の規定により支払いを要する料金の額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

11. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その利用料又は手数料等を減免することがあります。

第1 利用料

1. 適用

本サービスの利用料については、同ドメインにおけるメールアドレス10個ごとに適用します。

2. 料金額

契約者は、本サービスの利用料として、同ドメイン、メールアドレス10個ごとに月額金2,000円(税抜)を当社に支払うものとします。

備考)

サービスの種類による料金の差異はありません。

第2 設定手数料

1. 適用

設定手数料とは、契約者のドメインの変更及びメールサーバーのIPアドレスの変更をいうものとします。

2. 料金

契約者は、契約者のドメインの変更及び/又はメールサーバーのIPアドレスの変更に関する申込1回につき、設定手数料として、金5,000円(税抜)を当社に支払うものとします。

備考)

サービスの種類の変更のみに関する申込みには適用しません。

スパムチェックゲートウェイサービス利用規約

以下に定める利用規約(以下「本規約」といいます。)をよくお読みください。本サービス(第1 条にて定義します。) への申込みは、当社のIP通信網サービスのホームページ(<https://www.bit-drive.ne.jp>) (以下「本件ホームページ」といいます。) 又はソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)の所定の本サービスの利用申込用紙を通じて行うものとします。申込希望者(第10条にて定義します。)は、本サービスの利用申込用紙に必要事項を記入し、当社に提出することにより本規約の内容に同意したものとみなします。

第1条 (本規約の目的)

1. 本規約は、当社が提供する「スパムチェックゲートウェイサービス」(以下「本サービス」といいます。詳細は第4条にて定義します。)の利用について定めます。
2. 本規約第10条(本サービスの申込方法)及び第11条(利用申込の承諾)に従って、本サービスの利用契約を結んだ者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条 (本規約の範囲)

1. 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係について適用されるものとします。
2. 当社が、本サービスの円滑な運用を図るために必要に応じて契約者に通知(本件ホームページでの掲載も含まれます。以下同じとします。)する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 (本規約の変更)

当社は、本規約を契約者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することができるものとします。かかる場合、契約者は、30日以内に本サービスを解約しない限り、かかる本規約の変更について承諾したものとみなします。

第4条 (用語定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
IP通信網サービス	当社が定めるIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網を使用して行う電気通信サービス
IP通信網サービス取扱所	当社が定めるIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所
Exchange Online	契約外日本マイクロソフト株式会社が提供する「Microsoft Exchange Online」と称するクラウドサービス又はこれに準ずるサービスで当社が指定するもの
スパムメール	「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」に定められる、表示義務を満たしていない特定電子メール、当該法律で送信を禁止されている特定電子メール及びそれに順ずる電子メール。
電子メール	メールアドレスを使用してメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生又は転送などを行うことをいいます。
本サービス	IP通信網を利用して転送された電子メールを当社が別に定めるスパムメールスキャンニング装置内でスキャンニングし、スパムメールを判定します。判定した結果、標準オプションでは電子メールのメールヘッダに対し識別子を付与し配送します。削除オプションではメールを配送せず削除いたします。契約者は標準オプション、削除オプションのうちどちらかを選択します。
ドメイン名	JPNIC等によって割り当てられる組織を示す名称をいいます。
自営端末設備	IP通信網契約者が設置する端末設備
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
メールサーバー	メールサーバーの機能を備えたサーバー(メールサーバー機能と他のサーバー機能を兼ね備えた複合サーバーを含みますがこれに限りません。)のうち、グローバルIPアドレスを用いて電気通信を媒介しているもの(契約者がメールサーバー機能と他のサーバー機能を兼ね備えた複合サーバーを使用している場合でメールサーバー機能を利用していない場合であっても、当該複合サーバーは本項に定める「メールサーバー」に該当するものとします。)であって、本サービスの適用対象となるもの
IPv4	IP通信網でデータを伝達交換するためのプロトコルのひとつでインターネットプロトコルバージョン4を省略した表記
IPv6	IP通信網でデータを伝達交換するためのプロトコルのひとつ。インターネットプロトコルバージョン6を省略した表記。

第5条 (本サービスの種類)

当社が提供する本サービスには、次の種類があります。

スパムチェックゲートウェイサービス IPv4/v6 タイプ	メールの送受信の際、IPv4およびIPv6によりおこなわれるもの
-------------------------------	----------------------------------

第6条 (本サービスの適用範囲)

1. 当社は、お客様が本サービスの利用に際し申し込まれたドメイン名及びサービスバック数の範囲で、お客様が指定される電子メールアドレスに送信された電子メールについて、当社が別途定めるスキャンニング装置(以下「スパムチェックゲートウェイ」といいます。)内でスキャンニングし、スパムメールに該当するか否かの判定を行います。但し、判定可能な電子メールは、判定時における、当社が別途定める基準により対応可能な電子メールとします。又、本サービスは、電子メール受信用自営端末内(同ドメイン間)での電子メールの送受信に関しては適用されないものとします。
2. 本サービスは、契約者の特定の目的に適合すること、契約者の期待通りの機能を有すること、その動作に誤りがないこと、電子メール又は自営端末設備及びその中にインストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他スパムメールの完全な判定を行う機能を保証するものではありません。又、メールサーバーにて送受信された電子メ

ールの数(架空のメールアドレスに対する送信の結果、送信先メールアドレスに対して返送された電子メール等を含みますがこれに限りません。)が過多となり、本サービスの提供に支障をきたすと当社が判断する場合、当社は当社の裁量にて、当社が適切と考える措置(本サービスの一時的中断、当社のスパムメールチェックゲートウェイに蓄積されている当該電子メールの配信の停止、及び一定期間経過後に当該電子メールを削除することを含むがこれに限りません。)を法令上可能な範囲で講ずることができるものとします。

第7条 (本サービスの制限)

メールサーバーにて送受信された電子メールの数量(架空のメールアドレスに対する送信の結果、送信先メールアドレスに対して返送された電子メール等を含みますがこれに限りません。)がスパムチェックゲートウェイの処理能力をこえる場合、本サービスの提供に支障をきたす可能性があります。かかる数量は同一ドメイン、メールアドレス10個ごとに1時間あたり1,000通を目安としておりますが、1時間あたり1,000通をこえない場合であっても、当社は当社の裁量にて、本サービスの提供に支障があると判断するときには、当社が適切と考える次の措置を法令上可能な範囲で講ずることができるものとします。

- 1) メールサーバーから送信する電子メールの一時的な配信停止
- 2) メールサーバー宛に特定のメールサーバーから配信される電子メールの一時的な受信拒否
- 3) スパムチェックゲートウェイに蓄積された電子メールの配信停止及び一定期間経過後の削除
- 4) その他当社が下記の URL に掲示する措置を含む当社が適切と考える措置

<https://www.bit-drive.ne.jp/cgi-bin/jumppage/jumppage.cgi?pageNo=31>

第8条 (提供区域)

本サービスの提供区域は、当社のIP通信網サービス契約約款第5条(提供区域)に準じるものとします。

第9条 (契約の前提条件)

本サービスの利用契約締結にあたっては、以下のいずれかを前提条件とします。

- 1) 本サービスの申込みを希望する者(以下「申込希望者」といいます。)が、当社とIP通信網サービスの利用契約を締結していること。
- 2) 申込み希望者が、当社又は第三者と Exchange Online の利用契約を締結していること。

第10条 (本サービスの申込方法)

申込希望者は、次に掲げる事項を当社所定の契約申込書(紙面又は電子データ)に記載し、契約事務を行う当社指定のIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- 1) 申込希望者が加入しているIP通信網サービスに係るアカウント番号。
- 2) ドメイン名(契約者が使用しているサブドメインを含みます。)
- 3) 本サービスを利用する電子メール受信用自営端末設備のIPアドレス。
- 4) その他本サービスの申込みの内容を特定するために当社が要求する事項。

第11条 (利用申込の承諾)

1. 当社は、申込希望者から本サービスの利用申込があった場合は、本サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、本サービスの申込みを受け付けた順序に従ってかかる利用申込を承諾します。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの利用申込を承諾しないことがあります。
 - 1) 申込希望者が第9条(契約の前提条件)の条件を満たしていないとき。
 - 2) 申込希望者が本規約に定める条項に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - 3) 当社が本サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - 4) 申込希望者がIP通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - 5) その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
3. 当社は申込希望者による本サービスの利用申込を承諾した後であっても、前項のいずれかに該当することが判明した場合、当社はその承諾を取り消すことができます。

第12条 (本サービスの内容変更)

当社は必要に応じて契約者の許諾を得ることなく、本サービスの内容変更を行うことができるものとします。かかる変更について、当社は本件ホームページ上、もしくは当社が適当と判断する方法にて契約者に通知するものとします。

第13条 (営業活動の禁止)

契約者は、本サービスを、有償、無償を問わず、営利を目的として利用することができません。

第14条 (知的財産権)

1. 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品(以下「提供物」といいます。提供物には本規約、取扱マニュアルなども含まれます。)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)及び著作者人格権、特許権、商標権、並びにノウハウなどの一切の知的所有権は、当社または原権利者に帰属するものとします。
2. 契約者は、提供物の取扱いに関し、以下の事項を遵守するものとします。
 - 1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - 2) 複製、改変、編集などを行わず、またリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アSEMBL等を行わないこと。
 - 3) 営利目的の有無を問わず、本サービスを受ける権利の譲渡、担保設定、再許諾、再販売などを行わないこと。
 - 4) 著作権表示などを削除、変更しないこと。

第15条 (本サービスの中断・中止)

当社は、次の場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を中断・中止することがあります。

- 1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- 2) IP通信網サービスの利用契約に係る電気通信サービスが利用できない状態にあるとき。
- 3) IP通信網サービス契約約款第58条(通信利用の制限等)に該当する事由が発生したとき。
- 4) 天災、事変、その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき。
- 5) 当社が設置する電気通信設備又は本サービスに係るソフトウェアの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- 6) Exchange Online、その他本サービスに係る第三者のサービスによる影響を受けたとき。

7) その他当社が本サービスの運用の全部または一部を中止・中断することが望ましいと判断したとき。

第16条（本サービスの終了）

1. 当社は、次の場合、本サービスの提供を終了することができるものとします。
 - 1) 本サービスに係る電気通信設備等を提供する事業者が、かかる事業を終了したとき。
 - 2) 本サービスに関するソフトウェア等に起因する障害等により、本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。
 - 3) その他本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難なとき。
2. 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を終了する場合は、事前に契約者にその旨を、当社が適当と判断する方法にて通知します。

第17条（利用資格の停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当すると判断したときは、契約者の本サービスの利用資格を、当社が必要と判断する期間、停止することができるものとします。

- 1) 本サービスの利用料金、IP通信網サービスの利用契約に係る電気通信サービスの利用料金、及びその他の債務について、支払期限を超過し、且つ当社が催促をおこなったにもかかわらず、なお支払わないとき。
- 2) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
- 3) 第13条(営業活動の禁止)、第14条(知的財産権)第2項、及び第25条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
- 4) 第7条(本サービスの制限)に言及する、当社が本サービス提供に支障があると判断する数量の電子メールの送受信を行ったとき。
- 5) 前四号のほか、本規約又はIP通信網サービス契約約款に反する行為であって、本サービス又はIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼす恐れがあると当社が判断する行為をしたとき。
- 6) 当社に損害を与えたとき。
- 7) その他、契約者として不適当と当社が判断したとき

第18条（当社による契約解除）

1. 当社は、次に定める事由のいずれかが発生した場合、本サービスの利用契約を解除することができるものとします。
 - 1) 当社が、第17条(利用資格の停止)に従い、契約者の本サービスの利用資格を停止した後、合理的な期間が経過したにもかかわらず、なお、かかる利用資格の停止の原因となった事実が解消されないとき。
 - 2) 第17条(利用資格の停止)の各号に定める事実が存在し、かかる事実の存在が当社の業務に著しい支障をきたすために、契約者の本サービスの利用資格の停止のみでは不十分と当社が判断したとき。
 - 3) 契約者が、手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 4) 契約者が、差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき。
 - 5) 契約者が、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をしたとき。
2. 前項の各号に規定する場合に加え、第15条(本サービスの中断・中止)に定める本サービスの利用の中断・中止の期間が、かかる中断・中止をした日から起算して1年間を経過した場合、当該1年間を経過した日において本サービスの利用契約は解除されるものとします。
3. 当社は、本サービスの利用契約を解除する際、事前に契約者にその旨を、当社が適当と判断する方法にて通知したうえで、催告なく本サービスの利用契約を解除できるものとします。

第19条（契約者による契約解除）

契約者は、当社が別途定める方法に従って、当社に届け出を行うことにより、本サービスの利用契約を解除できるものとします。

第20条（契約終了後の措置）

1. 本規約に従い、本サービスの利用契約が解除された場合又は本サービスの利用契約が終了した場合、契約者は当社の指示に従い、本サービスの利用終了にかかる手続きを行うものとします。
2. 契約者は、別紙「料金表」の第4項(2)及び第5項に従い本サービスの利用料の支払いを行うとともに、本サービスに関連して発生した当社に対する債務の全額を、当社の指示する方法で支払うものとします。なお当社は、既に支払われた本サービスの利用料については一切払い戻しいたしません。
3. 本サービスの利用契約が解除された場合又は本サービスの利用契約が終了した場合でも第14条(知的財産権)、本条(契約終了後の措置)、第24条(責任の制限)、第28条(情報の取扱)、第30条(準拠法)、第31条(紛争の解決)については、効力を有するものとします。

第21条（料金）

当社が提供する本サービスの利用料金は別紙「料金表」に定めるものとします。

第22条（利用料の支払い義務）

1. 契約者は、本サービスの提供を開始した日から起算して当該本サービスの利用契約の解除があった日の前日までの期間(以下「契約期間」といいます。提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、利用料(別紙「料金表 第1 利用料」に規定する料金をいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。
2. 契約期間において、第17条(利用資格の停止)に定める事由により、契約者が本サービスを利用することができない状態が生じた場合、契約者はかかる期間中の本サービスの利用料を負担するものとします。
3. 前項にかかわらず、以下に定める事由により、契約者が本サービスを利用できない期間の本サービスの利用料(下記表の右欄に記載しております。)については、契約者は一切負担する必要がありません。

事由	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、IP通信網サービス及び本サービスを全く利用できない状態(IP通信網サービス及び本サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2欄又は3欄に起因する事象に該当する場合を除きます。)に、かかる事情を当社が知った時刻(以下「起算時刻」といいます。)から起算して24時間以上その状態が継続したとき。	起算時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料。
2 契約者回線等の移転又は相互接続点の所在地の変更に伴って、IP通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	IP通信網サービスを利用できなくなった日から起算して、再び利用できる状態になった日の前日までの日数に対応する利用料。

3 IP通信網サービスの接続休止及び本サービスの停止を行ったとき。	IP通信網サービスの接続休止及び本サービスの停止を行った日から起算して、再び利用できる状態となった日の前日までの日数に対応する利用料
-----------------------------------	--

4. 当社は、契約者が支払いを要しないこととされた利用料金を既に支払っているときは、かかる支払済み利用料金を契約者に返還します。
5. 当社は、必要に応じて、契約者の承諾を得ることなく利用料金を変更することができるものとします。かかる利用料金の変更については、当社より、当社が適当と判断する方法にて、契約者に通知された時点で効力を生じるものとします。

第23条（設定手数料の支払義務）

契約者は、別紙「料金表 第2 設定手数料」に従って、設定手数料を当社に支払うものとします。

第24条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスの提供において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下、本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は第22条（利用料の支払い義務）第3項の表中で定める起算時刻以後、その状態が連続した時間について24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料の日割額（24 時間の倍数を超える部分については考慮に入れないものとします。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
3. 契約者は、本サービスを利用する場合、メールサーバーを利用して1通につき 100 メガバイトを超過する容量の電子メール（電子メール本文及び添付物を含む。以下同じ）の送受信が行えなくなることを了承するものとし、契約者が本項に定める容量制限を超える電子メールの送受信を行うことによって生じる一切の損害に対して、当社は責任を負わないものとします。
4. 契約者が電子メールの削除オプションを利用する場合、当社はいかなる理由（スパムメールの誤判定、設備・ソフトウェアの不具合・故障を含むがこれに限りません）があろうとも電子メールの削除の結果につき、一切の責任を負わないものとします。
5. 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者も含みます。）に何らかの損害を与えた場合、あるいは当該契約者が何らかの損害を第三者から受けた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
6. 当社は、本サービスの提供により生じる結果及び本規約に従って行った行為の結果について、いかなる理由（本サービスの提供に必要な設備・ソフトウェアの不具合・故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、電子メールの紛失を含むがこれに限りません。）があろうとも、契約者に対して一切責任を負わないものとします。
7. 当社が本サービスの利用契約において、契約者に賠償する金額は、当社の履行又は不履行による損害であっても、また契約責任、不法行為責任その他いかなる法理に基づくものであっても、契約者に損害が発生した時点から起算して直近6ヶ月間に当社が契約者から受領した本サービスの利用料を超えないものとします。

第25条（利用に係る契約者の義務）

1. 契約者は以下に定める行為を行ってはならないものとします。
 - 1) 当社又は第三者の財産権（知的所有権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害する行為。
 - 2) 本サービスを違法な目的で利用する行為。
 - 3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - 4) 意図的に有害なコンピュータープログラム等を送信する行為。
 - 5) 当社の設備に無権限でアクセスする行為。
 - 6) メールサーバーの設定をオープンリレー、第三者中継又はこれに類する機能を許可する設定にする行為。
 - 7) 本サービス及びその他当社の事業運営に支障をきたすおそれのある行為。
 - 8) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為。
 - 9) その他前各号に該当する恐れがある行為又はこれに類する行為。
2. 契約者は、前項の規定に違反して当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

第26条（設備等の準備及び設定の確認）

1. 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なコンピューター端末、通信 機器、通信回線その他の設備を保持し管理するものとします。
2. 契約者が本サービスを利用するために必要な通信回線の利用は、本サービスの利用料金には含まれず、契約者が直接これを負担するものとします。
3. 当社は、当社が契約者に付与したIPアドレスを使用してインターネットに接続される契約者の機器の設定がオープンリレー、第三者中継又はこれに類する機能を許可する設定になっていないことを、当社の裁量にて確認することができるものとします。

第27条（権利義務の譲渡）

契約者は本規約より生じる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならないものとします。

第28条（情報の取扱）

1. 契約者は本サービスの利用に関して、当社が別途定める情報（「指定情報」といいます。）の登録を当社の指示に従って行うものとします。
2. 当社は、指定情報及び当社が本サービスを契約者に提供する場合に知得する契約者の情報を、以下の各号に該当する場合を除き、第三者に開示又は提供しないものとします。
 - 1) 法令又は権限ある官公庁により開示又は提供を要求された場合。
 - 2) 開示又は提供につき、契約者の合意を得た場合。
 - 3) 契約者に対し、本規約に基づく義務の履行を請求する場合。
 - 4) 契約者に対する本サービス提供に関し、紛争又は損害賠償請求が発生した場合。
 - 5) 当社または契約者の生命、身体、自由、財産、権利および名誉を保護する必要がある場合。
3. 本サービスによって一度削除された電子メールを、契約者の求めに応じて当社が改めて送信する場合、当社が契約者の電子メールの内容及びそれに関連する情報（以下「電子メール 情報」といいます。）を取得することがあります。その場合、当社は以下の各号に掲げる目的で電子メール情報を利用するものとします。
 - 1) 契約者が送信を求める電子メールを特定するため。
 - 2) 契約者の求めに応じて電子メールを送信するため。
 - 3) 前各号に付帯する目的のため。

第29条（分離性）

本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

第30条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については日本国法に準拠するものとします。

第31条（紛争の解決）

1. 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について契約者と当社間に疑義を生じた場合、契約者及び当社は双方誠意をもって協議解決するものとします。
2. 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2010年4月1日より実施します。

附則

本規約は、2011年6月1日より実施します。

附則

本規約は、2011年8月2日より実施します。

附則

本規約は、2011年12月12日より実施します。

附則

本規約は、2012年1月16日より実施します。

附則

（実施期日）

1 この改正規定は、2012年3月15日から実施します。

（経過処置）

2 この改正規定実施の際に、この改正規定による改正前の規約（以下「改正前規約」といいます。）の契約は、この改正規約実施の日において、「スパムチェックゲートウェイサービス IPv4 タイプ」の契約とみなします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に、改正前規約の規定により、支払い又は支払わなければならないサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

4 この改正規定実施前にその事由が生じたサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

1 この改正規定は、2013年4月22日から実施します。

（経過処置）

2 この改正規定実施の際に、この改正規定による改正前の規約（以下「改正前規約」といいます。）の契約において、サービスの種類が「スパムチェックゲートウェイサービス IPv4 タイプ」の場合は、この改正規約実施の日において、「スパムチェックゲートウェイサービス IPv4/v6 タイプ」の契約とみなします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に、改正前規約の規定により、支払い又は支払わなければならないサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

4 この改正規定実施前にその事由が生じたサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

本規約は、2013年11月1日より実施します。

附則

本規約は、2014年4月1日より実施します。

附則

本規約は、2015年2月23日より実施します。

附則

本規約は、2015年7月21日より実施します。

附則

本規約は、2016年7月1日より実施します。

附則

本規約は、2016年8月4日より実施します。

附則

本規約は、2018年4月24日より実施します。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1. 当社は、利用料については、暦月に従って計算します。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
3. 当社は、利用料については、暦月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。

(月額料金の日割)

4. 当社は、以下に定める場合は、その月の月額利用料を利用日数に応じて日割計算します。
 - 1) 月の初日以外の日に本サービスの提供の開始があったとき。
 - 2) 月の初日以外の日に本契約の解除があったとき。
 - 3) 1)及び2)の場合を除いて、月の初日以外の日に利用料の額が増加又は減少したとき(この場合において、増加又は減少後の利用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。)
5. 前項の規定による利用料の日割は、その月の日数により行います。

(端数処理)

6. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

7. 契約者は、利用料及び手数料等を、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
8. 利用料及び手数料等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
9. 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(消費税相当額の加算)

10. 第22条(利用料の支払義務)から第23条(設定手数料の支払義務)までの規定、その他本規約の規定により支払いを要する料金の額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

11. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その利用料又は手数料等を減免することがあります。

第1 利用料

1. 適用本サービスの利用料については、同ドメインにおけるメールアドレス10個ごとに適用します。
2. 料金額
契約者は、本サービスの利用料として、同ドメイン、メールアドレス10個ごとに月額金2,000円(税抜)を当社に支払うものとします。
備考)
サービスの種類による料金の差異はありません。

第2 設定手数料

1. 適用範囲
契約者は、ドメイン、メールサーバーのIPアドレス、及びオプション設定を変更する場合、設定手数料を支払うものとします。
2. 料金
契約者は、契約者のドメインの変更、メールサーバーのIPアドレスの変更及び/又はオプション設定の変更に関する申込1回につき、設定手数料として、金5,000円(税抜)を当社に支払うものとします。
備考)
サービスの種類の変更のみに関する申込みには適用しません。

マネージドイントラネットサービス利用規約

この「マネージドイントラネットサービス利用規約」は、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が提供する「マネージドイントラネット」と称するサービスを、お客様にご利用いただく際の、お客様と当社との間に適用される条件を定めるものです。

目次

第1部	本則
	第1章(定義)
	第2章(本契約の成立と終了)
	第3章(本サービスの利用)
	第4章(本サービスの中断、終了及び免責事項)
	第5章(一般条項)
第2部	個別規定
	個別規定 1: マネージドイントラネット利用条件
	個別規定 2: Web ホスティングサービス利用条件(別紙に規定する)
	個別規定 3: メールアーカイブサービス利用条件
	個別規定 4: Web メールサービス利用条件
	個別規定 5: イントラネット仮想ホスティングサービス利用条件
	個別規定 6: リモートアクセス “Smart Device VPN” 利用条件

第1部 本則

第1章(定義)

第1条(定義)

この「マネージドイントラネットサービス利用規約」における用語を、以下の通り定義します。

用語	定義内容
本則	この「マネージドイントラネットサービス利用規約」の第1部本則をいいます。
個別規定	この「マネージドイントラネットサービス利用規約」の第2部個別規定をいいます。
本規約	本則及び個別規定により構成されるこの「マネージドイントラネットサービス利用規約」全体をいいます。
当社	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社をいいます。
基本サービス	当社が提供する、個別規定中の「個別規定 1: マネージドイントラネット利用条件」にて定める内容のサービスをいいます。
オプションサービス	当社が提供する、「(1) マネージドイントラネット利用条件」以外の個別規定にて定める内容のサービスのそれぞれ又は全部をいいます。
本サービス	基本サービス及びオプションサービスにより構成されるサービス全体をいいます。なお、文脈により、いずれのオプションサービスの利用申込もされていないお客様については、基本サービスのみを意味します。
本契約	お客様による本サービスの利用に関して、本規約の規定に従いお客様と当社との間に成立する契約をいいます。
契約者	当社との間に本契約が有効に存続している法人又は個人をいいます。
IP 通信網サービス契約	当社が提供する「IP 通信網サービス」と称するサービスの利用に関して、当社が別途定める「IP 通信網サービス契約約款」と称する規定に従い、当該サービス利用者と当社との間に成立する契約をいいます。
IP 通信網サービス契約者	当社との間に IP 通信網サービス契約が有効に存続している法人又は個人をいいます。
貸与物	本契約のもとで当社から契約者に貸与又は提供される物品及び情報の個々又は全部をいいます。(例えば、個別規約にて基本サービス及び個々のオプションサービス毎に定めるルータ、取扱マニュアル、ID、パスワードを含みますがこれらに限られません。)
本件ホームページ	「 https://www.bit-drive.ne.jp 」という URL の当社ウェブサイトをいいます。
本サービス利用開始日	契約者による本サービスの利用が可能となる日で本則第5条第1項に定めるものをいいます。
本サービス利用終了日	契約者による本サービスの利用が可能となる最後の日で本則第8条第2項に定めるものをいいます。
IPv4	IP通信網でデータを伝達交換するためのプロトコルのひとつ。インターネット プロトコル バージョン 4の省略した表記。
IPv6	IP通信網でデータを伝達交換するためのプロトコルのひとつ。インターネット プロトコル バージョン 6の省略した表記。

第2章(本契約の成立と終了)

第2条(本サービスの利用の前提条件)

- 本サービスは、当社が IP 通信網サービス契約者に対してのみ提供するものです。IP 通信網サービス契約者でない方が本サービスのご利用を希望される場合には、IP 通信網サービス契約を併せてご締結いただく必要があります。
- 理由のいかんを問わず IP 通信網サービス契約が終了する場合、同時に本契約も終了するものとします。
- 本サービスの適応対象は、IPv4 による IP 通信および一部の IPv6 による IP 通信とします。

第3条(本サービスの利用申込)

- 本サービスの利用申込は、当社所定の申込用紙に必要事項を記入し、申込者の記名、捺印をした上で、当社指定の提出先に提出することによりなされるものとします。かかる申込は、当社受領日から起算して当社の 5 営業日の間有効とします。

2. 基本サービスを既にご利用いただいている場合以外は、オプションサービスのみの利用の申込は無効となります。

第4条(本契約の成立)

1. 本則第3条に基づく申込について、当社は、自己の裁量で承諾を決定します。
2. 本則第3条第1項に定める申込の有効期間中に、当社が当該申込を承諾する旨の通知を、申込用紙に記載された申込者の電子メールアドレス宛に発信した時点を以って、申込者と当社との間に、当該申込の対象である本サービスに関して本契約が成立するものとします。
3. 前項に従い成立した本契約は、本則第2条第2項、第17条又は同第19条第2項に従って終了する場合を除き、本サービス利用終了日まで有効に存続するものとします。
4. 本契約の成立時点を以って、契約者は、該当する本サービスに関して個別規定に定める費用で、本契約成立時点で発生するものの支払義務を負うものとします。

第5条(本サービス利用開始日)

1. 本サービス利用開始日は、本則第3条第1項に定める申込時に申込者が希望日として指定した期日から起算して当社の5営業日以内の範囲で、当社が定めるものとします。
2. 前項に定める本サービス利用開始日を、当社は、本則第4条第2項に定める申込承諾通知と併せて申込者に対して通知するものとします。

第6条(契約者によるオプションサービスの申込)

オプションサービスの申込についても、本則第3条乃至第5条に準じます。

第7条(本規約の変更)

当社は、45日前までに本件ホームページに掲載することにより、本規約の内容を変更することができるものとします。この場合、契約者が当該45日の間に、本契約の解除を第8条第1項に従い行わない場合、又は当該変更により影響の生じるオプションサービスにつき利用終了の申込を本則第10条第1項に従い行わない場合、契約者は当該変更同意したものとします。

第8条(契約者による本契約の解約)

1. 契約者は、当社所定の解約申込用紙に必要事項を記入し、ご希望の本契約終了日の1ヶ月前までに当社指定の提出先に提出することにより、将来に向かって本契約の解除の申込をなすことができるものとします。
2. 前項に従い契約者により本契約の終了の申込がなされた場合、当社は、本サービス利用終了日を、前項に定める本契約の終了申込時に契約者が希望日として指定した期日から起算して当社の5営業日以内の範囲で定め、契約者に通知するものとします。
3. 本則第2条第2項、第17条又は同第19条第2項に従い本契約が終了する場合を除き、前項に定める本サービス利用終了日を以って、何れの当事者の通知、同意その他何らの手続も要することなく自動的に本契約が終了するものとします。

第9条(契約終了後の措置)

1. 理由のいかんを問わず本契約が終了した場合であっても、本則の以下の規定及び別途個別規定に定めのある規定は、本契約終了後も各規定の趣旨に従って引き続き有効に存続するものとします。
 - 第9条(契約終了後の措置)
 - 第13条(貸与物の取扱)
 - 第14条(契約者による補償)
 - 第15条(禁止事項)
 - 第20条(免責事項)
 - 第21条(契約者情報)
 - 第23条(契約者による権利義務の譲渡等の禁止)
 - 第24条(当社からの債権譲渡)
 - 第26条(分離性)
 - 第27条(準拠法)
 - 第28条(紛争解決)
2. 本契約の終了後、契約者は、個別規定又は別途当社が通知する内容に従い、すみやかに貸与物の返却その他の終了に関する手続を行うものとします。

第10条(契約者によるオプションサービスの解約)

1. 契約者によるオプションサービスの解約は、本則第8条に準じます。
2. オプションサービスの解約後、契約者は、個別規定又は別途当社が通知する内容に従い、すみやかに当該オプション

サービスの貸与物の返却その他の終了に関する手続を行うものとします。

第3章(本サービスの利用)

第11条(本サービスの提供)

1. 当社は、契約者に対し、本契約に定める条件に従い本サービスを提供するものとします。
2. 本サービスの提供区域は、IP 通信網サービス契約に定めるサービスの提供区域と同一とします。

第12条(本サービスの利用料金)

1. 契約者は、本サービスの利用の対価として、個別規定に定める金額を、個別規定に定める支払条件に従って、当社に支払うものとします。
2. 本サービスの利用の対価のうち個別規定にて暦月毎の額が定められているものについては、本サービスの開始又は終了する月が1ヵ月に満たない場合、当該月分の支払額は、本サービス利用開始日からの、又は本サービス利用終了日までの日数で日割計算した額とします。
3. 本サービスの利用の対価の計算において、計算の結果 1 円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとします。
4. 契約者から当社への金銭支払があった場合で、本サービスのどの部分に対しての対価の支払であるかにつき契約者からの意思表示がない場合には、当社は、当社の裁量により定める部分の対価に充て、その結果をすみやかに契約者に対して通知するものとします。
5. 本条第1項にもかかわらず、本則第 18 条第 1 項に従い当社による本サービスの全部又は一部の提供の中断が発生した場合、当社から契約者に対する通知が事前だったか事後だったにかかわらず、契約者は、当該本サービスの利用料金のうち、個別規定に定める中断期間分の金額の支払義務を免れるものとします。
6. 契約者は、本サービスの利用の対価その他本契約のもとでの当社に対する債務(但し、遅延利息は除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年 14.6%の割合で計算して得た額を遅延利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第13条(貸与物の取扱)

1. 当社は、個別規定に従い、該当する貸与物を契約者に貸与又は提供するものとします。
2. 貸与物の所有権は、契約者への貸与中も当社が留保します。
3. 契約者は、貸与物の取扱に関し、次の各号に定める事項を遵守するものとします。
 - 1) 個別規定及び別途当社が通知する内容に従って、本サービスの提供を受ける目的での契約者による使用のみを行い、それ以外の使用をしないこと。
 - 2) 個別規定及び別途当社が通知する中で明確に認めるものを除き、一切変更を加えないこと。かかる変更は、改造、改変、分解、追加、設定変更、ソフトウェア追加、資産標識の取り外しを含みますが、これらに限らないこと。
 - 3) 譲渡、担保設定、質入、貸与その他一切の処分を行わないこと。
 - 4) 本契約終了後又は該当するオプションサービスの解約発効後、個別規定及び別途当社が通知する内容に従って、すみやかに当社に返却すること。
 - 5) その他別途個別規定に定める事項。

第14条(契約者による補償)

契約者による本サービスの利用に関連して、契約者と第三者との間で紛争が発生した場合、又は当社が第三者から請求を受けた場合には、契約者は、自己の費用と責任において当該第三者との間でこれを解決し、当社にいかなる損害も被らせず又責任も負担させないものとします。

第15条(禁止事項)

契約者は、本サービスの利用に関連して次に定める行為を行ってはならないものとします。

- 1) 第三者又は当社の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- 2) 第三者又は当社の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- 3) 第三者又は当社を差別若しくは誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を毀損する行為
- 4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為、又は結びつくおそれのある行為
- 5) 猥褻、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信・掲載する行為
- 6) 無限連鎖講(いわゆるネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- 7) 事実と反する情報を送信・掲載する行為、又は情報を改ざん・消去する行為
- 8) 第三者又は当社が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為
- 9) 公職選挙法に抵触する行為
- 10) 受信者の同意を得ることなく、不特定多数の者に対し、広告宣伝、勧誘を目的とする電子メールを送信する行為

為

- 11) 前号に掲げる禁止行為を行うための手段として、架空電子メールアドレスに宛てた電子メールの送信をする行為
- 12) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある電子メール(嫌がらせメール、迷惑メール)を送信する行為
- 13) コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用若しくは提供する行為、又はそれらを支援、宣伝若しくは推奨する行為
- 14) 他人になりすまして本サービスを利用する行為(偽装のために電子メールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みますがこれに限りません)
- 15) 受信者の同意を得ることなく、不特定多数の者に対し、広告宣伝、勧誘を目的として送信された電子メール(本号においては本サービスを利用して送信されたか否かを問わないものとします)の受信者を特定の URL 又は特定のサービスに導く目的で当社の本サービスを利用し、当社の社会的信用を毀損する行為(本サービスが当社の社会的信用を毀損する態様で利用されている旨の通知を当社から受けたにも拘わらず、契約者が、同契約者にとって可能な是正措置を正当な理由なくして相当な期間内に講じることを怠った場合を含みます)
- 16) 平均的な利用を著しく上回る大量の通信量(トラフィック)を発生させ、当社あるいは第三者のネットワークに過大な負荷を与える行為、あるいはそのおそれのある行為
- 17) 前各号に定める行為を助長する行為
- 18) 前各号に該当する虞があると当社が判断する行為
- 19) その他、第三者又は当社の権利を侵害すると当社が判断した行為
- 20) その他別途個別規定に定める禁止行為

第16条(契約者に対する本サービス提供の停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当したときは、当該契約者に対する本サービスの提供を、当社が必要と判断する期間、停止することができるものとします。
 - 1) 本契約又は IP 通信網サービス契約に定めるサービス利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき、本則第 15 条に定める禁止事項のいずれかを行ったとき、その他本契約又は IP 通信網サービス契約の規定のいずれかに違反したとき、又はそれらのおそれがあると当社が判断したとき
 - 2) 当社の名誉又は信用を毀損したとき、又はそれらのおそれがあると当社が判断したとき
 - 3) 当社に損害を与えたとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき
2. 当社は、前項に従い本サービスの提供を停止するときは、事前に当該契約者に対して通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合には、事後連絡が可能となり次第すみやかに通知するものとします。

第17条(当社による本契約の解除)

当社は、契約者が次のいずれかに該当したときは、当該契約者との間の本契約を将来に向かって解除することができるものとします。

- 1) 当社が前条に従い契約者に対する本サービスの提供を停止した後、合理的な期間が経過したにもかかわらず、なおかかる利用停止の原因となった事由が解消されないとき
- 2) 契約者が前条に定める事項に該当し、かかる事実の存在が当社の業務に著しい支障をきたすために、当該契約者に対する本サービスの提供の停止を経ずすみやかに本契約を終了させる必要があると当社が判断したとき
- 3) 契約者が、手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- 4) 契約者が、差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき
- 5) 契約者が、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をしたとき

第4章(本サービスの中断、終了及び免責事項)

第18条(本サービスの中断)

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
 - 1) 障害発生により当社の設備が停止し若しくは停止するおそれがあるとき、又は保守等により当社の設備を停止するとき
 - 2) 天災、事故、その他非常事態が発生し又は発生するおそれがあるとき
 - 3) その他本サービスを提供しがたいと当社が合理的に判断するとき
2. 当社は、前項に従い本サービスの提供を中断するときは、事前に契約者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合には、事後連絡が可能となり次第すみやかに通知するものとします。

第19条(本サービスの終了)

1. 当社は、3ヶ月前までに契約者に通知することにより、当社の裁量にて本サービスの一部又は全部を終了させることができるものとします。
2. 前項に従い当社が契約者に対して本サービスの全部の終了を通知した場合で、当該通知の中で当社が定める本サービス終了日までに契約者が本則第8条第1項に従って本契約の解約の申込をなさない場合には、当社と契約者の間で存続している本契約は、何れの当事者の通知、同意その他何らの手続も要することなく自動的に、前項に基づき通知した終了日を以って終了するものとします。
3. 前項に従った本サービスの一部又は全部の終了により契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社によるその予見の有無にかかわらず、当社は一切の責任を負わないものとします。

第20条(免責事項)

1. 当社は、本サービスの提供により生じる結果及び本規約に従って行った行為の結果について、いかなる理由(本サービスの提供に必要な設備、ソフトウェアの不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、電子データの紛失、破損を含みますがこれに限りません)があろうとも、契約者に対して一切責任を負わないものとします。
2. 本サービスの提供に関連して当社が契約者に対して賠償する金額は、当社に責のある積極的な損害であっても、また契約責任、不法行為責任その他いかなる法理に基づくものであっても、契約者に損害が発生した時点から起算して、直近1年間に当社が本サービスの対価として当該契約者から受領した金額を超えないものとします。

第5章(一般条項)

第21条(契約者情報)

1. 本則第3条第1項に定める本サービス申込用紙の記載事項及びその他当社にご登録いただく情報のうち当社が定める事項に変更が生じた場合、契約者は、すみやかに当社所定の方法に従い変更登録をおこなうものとします。
2. 当社は、前項に定める契約者の情報を、本契約の有効期間中及びその終了後3年間取り扱うものとし、本契約終了から3年が経過したら合理的な期間内に破棄します。但し、前項に定める契約者情報のうち、個人情報に該当するものについては、当社は本件ホームページにて別途定める個人情報の取扱いについての規定に従い取り扱うものとします。

第22条(通知)

1. 本契約に関連する契約者から当社への通知は、本則又は個別規定で別途定めがある場合を除き、本件ホームページに定める当社通知受付連絡先に対して行うものとします。
2. 本契約に関連する当社から契約者への通知は、本則又は個別規定で別途定めがある場合を除き、本則第3条第1項に定める本サービス申込用紙の記載されている又は本則第21条第1項に従い当社に登録されている電子メールアドレスに対して行うものとします。当該電子メールアドレスの抹消、取消、障害等又は当該電子メールアドレスの変更懈怠に起因する契約者の不利益は、契約者が負うものとします。

第23条(契約者による権利義務の譲渡等の禁止)

契約者は、本契約のもとでの権利義務の一切を、第三者に譲渡してはならないものとし、また質権設定その他の一切の担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第24条(当社からの債権譲渡)

1. 当社は、本契約に関連して発生する全ての債権について、個々の債権の発生と同時に、SFIリーシング株式会社に対して譲渡することができるものとし、契約者には、予めこれに同意するものとします。
2. 当社及びSFIリーシング株式会社は、前項に定める債権譲渡についての契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第25条(再委託)

当社は、本サービスの提供に関する業務の一部を、当社の裁量により、契約者の同意を得ることなく、また、契約者に事前又は事後の通知をなすことなく、第三者に対して委託することができるものとします。

第26条(分離性)

本規約又は本契約の何れかの条項が無効又は執行力がないとされた場合であっても、その他の条項は引き続き完全な効力を有するものとします。

第27条(準拠法)

本規約並びに本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第28条(紛争解決)

1. 本規約若しくは本契約の条項又は本規約若しくは本契約に定めのない事項について契約者と当社との間に疑義を生じた場合、契約者及び当社は双方誠意をもって協議解決するものとします。
2. 本規約又は本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則

(実施期日)

1 本規約は、2009年9月1日より実施します。

(経過規定)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、改正前の本規約の規定により締結している当社との契約は、この改正実施の日において、改正後の規約の規定による当社との契約とみなします。

附則

(実施期日)

本規約は、2010年4月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2010年6月9日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2011年5月30日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2011年7月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2011年8月2日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2011年10月12日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2011年11月24日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2012年2月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2012年2月20日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2012年2月27日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2012年3月14日より実施します。

附則

(実施期日)

1 本規約は、2012年4月23日より実施します。

(経過規定)

2 当社が改正前の本利用規約(以下「改正前利用規約」といいます。)の規定で締結している附帯サービスの IT 資産管理ソフトウェア利用料の契約は、この改正規定実施の日において、PC 版 IT 資産管理ソフトウェア利用料の契約とみなして取り扱います。

附則

(実施期日)

本規約は、2012年8月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2012年10月9日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2012年10月15日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2012年12月10日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2013年2月25日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2013年4月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2013年5月27日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2013年6月21日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2013年7月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2013年9月25日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2013年11月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2014年1月31日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2014年4月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2014年8月18日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2014年10月10日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2015年2月23日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2015年3月16日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2015年6月29日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2016年2月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2016年7月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2016年7月6日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2016年7月19日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2017年12月25日より実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2018年5月1日より実施します。

第2部 個別規定

個別規定1: マネージドイントラネット利用条件

1. サービス内容

(1) 基本サービス

マネージドイントラネットは、下記①～⑧により構成されるサービスです。ご用途に応じて、下記 2.料金(1)料金表(ア)基本サービスの各プランをご選択下さい。

区分	内容
① レンタルルータ管理ツール	本サービスにおけるレンタルルータの管理を行うツール。
② サービスサーバ管理ツール	本サービスにおけるサービスサーバの管理を行うツール。
③ ログサーバ	ログを管理するサーバ機能を有する、契約者毎の仮想サーバ(1台)
④ サービスサーバ	下記各機能を有する、契約者毎の仮想サーバ(1台)。 1) PROXY サーバ機能 2) メールサーバ機能 3) DNS サーバ機能 4) 仮想ディスクストレージ容量: 15GB(有料オプションで、5GB 単位でのストレージ容量の増加ができません。但し、ストレージ容量の減少は対応できませんのでご了承下さい。)
⑤ レンタルルータ	マネージドルータ(以下「レンタルルータ」)。 ・ソニー製: DG-X1000 ・Cisco 製 — 下記 2.料金(1)料金表(ア)基本サービスにてB-1 プラン又は B-2 プランを選択した場合 : Cisco 892J, Cisco 891FJ, Cisco 1941(ISM-VPN)、Cisco 2951(ISM-VPN)、Cisco 4331、Cisco 4431 レンタルルータには接続できる電気通信サービスは、次の通りです。 ・当社IP通信網サービスの全て(IP通信網サービス契約約款に規定する「第1種IP通信網サービス」、同「第2種IP通信網サービス」、同「第3種IP通信網サービス」及び同「第5種IP通信網サービス」) ・当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線で、個別に当社にて接続可能と確認できたもの(有料のオプションサービスとなります)
⑥ レンタルルータ・オンラインバージョンアップサービス	レンタルルータにインストールされているソフトウェアの最新ソフトウェアへのオンラインバージョンアップ。
⑦ 保守サービス	上記①～⑤の各サービスの不具合についての保守、メンテナンスを行います。 レンタルルータの不具合については、契約者の設置場所にてレンタルルータの機器交換をいたします。 (据付場所からの取り外し及び据付工事等は含まれません。) 受付時間: 24時間 365日
⑧ ヘルプデスクサービス	上記①～⑤の各サービスの故障切り分け及び操作に係るサポートをいたします。 受付時間: 9:00～18:00 (月曜～金曜、但し国民の祝日及び当社が定める休業日を除く)

(2) オプションサービス

(区分)	内容
① サービスサーバ追加	上記(1)④サービスサーバの追加
② リソース追加	上記(1)④サービスサーバへの仮想ディスク(ストレージ容量)、CPU、メモリの追加。但し一度追加した後は解除(ストレージ容量の減少)はできません。
③ 他社回線接続	当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線で、個別に当社にて接続可能と確認できたものを、レンタルルータに接続します。他社回線の仕様によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承下さい。
④ レンタルルータ追加	上記(1)⑤レンタルルータの追加。

2. 料金

(1)料金表

(ア)基本サービス

区分		料金	内容																												
① マネージドイントラネット月額利用料 (右記のいずれか一つを選択)	Aプラン	1 暦月につき 30,000 円(税抜)	上記1(1)基本サービスの全サービスを含みます。但し、④サービスサーバは 1 台、仮想ディスク(ストレージ容量)は 15GB 分のみを含みます。(それ以上の追加には、②リソース変更月額加算料にて、ご利用頂けます。)また、⑤レンタルルータはソニー製を含みます。(Cisco 製は含みません。)																												
	B-1 プラン	当社が別途提供する見積書に記載の金額	上記1(1)基本サービスの①、⑥～⑧のサービスを含みます。																												
	B-2 プラン	当社が別途提供する見積書に記載の金額	上記1(1)基本サービスの①～④、⑥～⑧のサービスを含みます。但し、④サービスサーバは 1 台、仮想ディスク(ストレージ容量)は 15GB 分のみを含みます。(それ以上の追加には、②リソース変更月額加算料にて、ご利用頂けます。)																												
②リソース変更月額加算料		1 暦月につきに対し、以下の表で示した加算料金。																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ディスク容量</th> <th>加算料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30GB</td> <td>+6,000 円(税抜)</td> </tr> <tr> <td>50GB</td> <td>+14,000 円(税抜)</td> </tr> <tr> <td>100GB</td> <td>+30,000 円(税抜)</td> </tr> <tr> <td>150GB</td> <td>+48,000 円(税抜)</td> </tr> <tr> <td>200GB</td> <td>+65,000 円(税抜)</td> </tr> <tr> <td>300GB</td> <td>+98,000 円(税抜)</td> </tr> <tr> <td>500GB</td> <td>+ 158,000 円(税抜)</td> </tr> <tr> <td>700GB</td> <td>+ 218,000 円(税抜)</td> </tr> <tr> <td>1TB</td> <td>+ 298,000 円(税抜)</td> </tr> </tbody> </table>	ディスク容量	加算料金	30GB	+6,000 円(税抜)	50GB	+14,000 円(税抜)	100GB	+30,000 円(税抜)	150GB	+48,000 円(税抜)	200GB	+65,000 円(税抜)	300GB	+98,000 円(税抜)	500GB	+ 158,000 円(税抜)	700GB	+ 218,000 円(税抜)	1TB	+ 298,000 円(税抜)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>CPU・メモリ</th> <th>加算料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 倍モデル</td> <td>+10,000 円(税抜)</td> </tr> <tr> <td>3 倍モデル</td> <td>+18,000 円(税抜)</td> </tr> <tr> <td>5 倍モデル</td> <td>+35,000 円(税抜)</td> </tr> </tbody> </table>	CPU・メモリ	加算料金	2 倍モデル	+10,000 円(税抜)	3 倍モデル	+18,000 円(税抜)	5 倍モデル	+35,000 円(税抜)
ディスク容量	加算料金																														
30GB	+6,000 円(税抜)																														
50GB	+14,000 円(税抜)																														
100GB	+30,000 円(税抜)																														
150GB	+48,000 円(税抜)																														
200GB	+65,000 円(税抜)																														
300GB	+98,000 円(税抜)																														
500GB	+ 158,000 円(税抜)																														
700GB	+ 218,000 円(税抜)																														
1TB	+ 298,000 円(税抜)																														
CPU・メモリ	加算料金																														
2 倍モデル	+10,000 円(税抜)																														
3 倍モデル	+18,000 円(税抜)																														
5 倍モデル	+35,000 円(税抜)																														
		※IT 資産管理サービスは適用外となります。 ※増設したディスクの減少はできません。																													
		内容 上記1(2)②リソース追加																													
③追加サービスサーバ月額利用料 (オプションサービス)		仮想サーバ 1 台・1 暦月につき 10,000 円(税抜)	上記1(2)①サービスサーバの追加																												
④サービス加入時の設定費(右記のいずれか一つを選択)	ベーシックセットアップ	60,000 円(税抜)	本サービス加入時に申込書に付随する基本設定情報シートでご指定いただく設定を実施します。																												
	アドバンスセットアップ	98,000 円(税抜)	本サービス加入時に当社エンジニアのベーシックセットアップ以外に関するヒアリングを行い、ヒアリングの内容を元に設定を遠隔から実施します。																												
	プレミアムセットアップ	198,000 円(税抜)	本サービス加入時に当社エンジニアのベーシックセットアップ以外に関するヒアリングを行い、ヒアリングの内容を元に設定を契約者の設置場所で1回実施します。																												
⑤設定変更費	サービスサーバ追加	1 台 1 回につき 5,000 円(税抜)	サービスサーバ追加に係る初期設定費。申込書に記載の内容による基本設定のみを行います。																												
	リソース変更	1 台 1 回につき 5,000 円(税抜)	サービスサーバのリソース変更に係る初期設定費。申込書に記載の内容による基本設定のみを行います。																												
	サーバ(ログサーバ、サービスサーバ)設定変更	1 回につき 50,000 円(税抜)	導入後のマネージドイントラネットの再セットアップ費。 上記以外に関する各種 IP アドレス、ホスト名、ネットワーク構成の変更など、既設のマネージドイントラネットの再設定や設定変更を実施する場合に必要となります。専任エンジニアによるヒアリングおよびマネージドイントラネットの設定を実施します。																												

(イ)レンタルルータ

区分	料金	内容
①レンタルルータ月額レンタル料	ソニー製ルータ 対象外 Cisco 製ルータ 当社が別途提供する見積書に記載の金額	上記 1(1)⑤～⑧サービスを含みます。 ・上記 2(1)(ア)①で A プランを選択した場合何も含みません。 ・上記 2(1)(ア)①で B-1、B-2 プランを選択した場合 Cisco 製ルータのレンタル料が対象となります。
②追加レンタルルータ月額レンタル料(オプションサービス)	ソニー製ルータ 1 台につき DG-X1000:7,000 円(税抜) Cisco 製ルータ 当社が別途提供する見積書に記載の金額	追加分の上記 1(1)⑤～⑧サービスを含みます。 ・上記 2(1)(ア)①で A プランを選択した場合、追加レンタルルータはソニー製が対象となります。 ・上記 2(1)(ア)①で B-1、B-2 プランを選択した場合、追加レンタルルータは Cisco 製が対象となります。
③レンタルルータ設置・設定費(右記のいずれか一つを選択)	基本設定	初期及び追加レンタルルータの設置設定 1 台につき ソニー製ルータ DG-X1000:53,000 円(税抜) Cisco 製ルータ 当社が別途提供する見積書に記載の金額
	拡張設定	初期及び追加レンタルルータの設置設定 1 台につき ソニー製ルータ DG-X1000:73,000 円(税抜) Cisco 製ルータ 当社が別途提供する見積書に記載の金額
④設定変更費	レンタルルータ 設定変更(オンサイト)	1 台 1 回につき ソニー製ルータ DG-X1000:30,000 円(税抜) Cisco 製ルータ 当社が別途提供する見積書に記載の金額
	レンタルルータ 設定変更(リモート)	1 台 1 回につき ソニー製ルータ DG-X1000:15,000 円(税抜) Cisco 製ルータ 当社が別途提供する見積書に記載の金額
③ 他社回線接続月額利用料(オプションサービス)	1 回線につき 1,000 円(税抜)	レンタルルータを当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線とのみ接続する場合、月額利用料に加算する暦月あたりの利用料。

(2) 本契約成立時点で発生する費用

本契約成立時点で、以下の 2 つの費用が発生します。この 2 つは、実際のご利用有無にかかわらず、又、本契約終了までの期間の長短にかかわらず、全額をお支払いいただくこととなりますので、ご了承下さい。

- (1) 上記 2(1)⑤サービス加入時の設定費のうちベーシックセットアップの料金
- (2) 下記 3①最低利用期間分の、上記 2(1)①マネージドイントラネット月額利用料

(3) 支払条件

毎月 27 日までに(27 日が銀行休日の場合はその翌銀行営業日)、同月分のご請求金額を現金振込又は指定口座からの振替にてお支払いいただきます。

※契約者へのご請求は、当社より債権譲渡を受ける SFI リーシング株式会社が代行いたします。

※初期費用は、月額利用料の初回請求時に併せてご請求させていただきます。

(4) サービス提供中断時の支払免除額

1)各サービスにつき、利用開始日以後本則第 18 条第 1 項に従った中断が 24 時間以上連続した場合、24 時間毎に 1 日と数えて日割計算し、その日数に対応する上記 2(1)①マネージドイントラネット月額利用料、②追加サーバ月額利用料、③追加レンタルルータ月額レンタル料及び④追加ディスク月額利用料の支払を免除します。なお、この計算においては、24 時間未満は切捨てとします。

2)個々のレンタルルータ(初期分、追加分問わず)につき、利用開始日以後、当社の責に帰すべき事由によりご利用いただけない状態が 24 時間以上連続した場合は、24 時間毎に 1 日と数えて日割計算し、その日数に対応する上記 2(1)②記載の追加レンタルルータ月額レンタル料相当額の支払を免除します。

3. その他

区分	内容
①最低利用期間	マナージドイントラネットサービス(基本サービス) 3ヶ月 レンタルルータ DG-X1000 :3ヶ月 Cisco 892J :3ヶ月 Cisco 891FJ :3ヶ月 Cisco 1941(ISM-VPN) :1年 Cisco 2951(ISM-VPN) :1年 Cisco 4331 :1年 Cisco 4431 :1年
②設置及び設置方法	(1)レンタルルータ :DG-X1000、Cisco 892J、Cisco 891FJ 設置希望日の当社営業日 10 日前までにお申し出ください。 当社が申込書を受領した日から当社営業日 10 日以降の当社が指定する設置日となります。 (2)レンタルルータ :Cisco 1941(ISM-VPN)、Cisco 2951(ISM-VPN)、Cisco 4331、Cisco 4431 設置希望日の2ヶ月前までにお申し出ください。 当社が申込書を受領した日から2ヶ月以降の当社が指定する設置日となります。
②定期メンテナンス	毎月、第3月曜日 2:00~6:00 を定期メンテナンス時間とします。この時間帯の間、サービスを中断することがあります。上記の他に、緊急時(セキュリティバッチ等)の対応にてメンテナンスを実施させていただく場合があります。
③随時メンテナンス	設備の老朽化、増設などの理由により、弊社の判断でメンテナンスを行う場合があります。この時間帯の間、サービスを中断することがあります。上記の他に、緊急時(セキュリティバッチ等)の対応にてメンテナンスを実施させていただく場合があります。
④レンタルルータに関する その他制約事項	・レンタルルータは回線終端装置(ONU、モデム等)と直接接続する構成とします。 ※ファイアウォール、負荷分散装置等と接続することはできないものとします。 ・レンタルルータのWAN インターフェースは、固定的にグローバル IP アドレスを割り当てるイーサネットインターフェースのインターネット接続回線のみ接続できます。 ・レンタルルータのLAN側インターフェースやWAN側インターフェースに設定するIPv4 アドレス及び各種設定項目で設定するIPv4 アドレスは、10. 224. 0. 0/11のネットワークアドレスはご利用になれません。 ・レンタルルータを Cisco 製ご利用の場合、レンタルルータの拠点内では、お客様に割り当てられた IPv6 アドレス、2001:298:xxxx::/48のうち2001:298:xxxx::/52(2001:298:xxxx:0000/64~2001:298:xxxx:0fff/64)はご利用になれません。
⑤レンタルルータの修理及び滅失	1) 契約者からの依頼に基づき、当社がレンタルルータの修理を行う場合、故障又は損傷の原因が次の各号に該当すると当社が判断した場合、かかる修理に要する費用は契約者が負担するものとします。また、レンタルルータが修理不可になった原因が次の各号に該当すると当社が判断した場合においても、それによって当社に生じる費用は契約者が負担するものとします。 (1) 契約者の故意又は過失に起因する場合。 (2) 契約者がレンタル物件を本規約に反して取り扱った事に起因する場合。 (3) 天災地変、火災、地震、落雷、風水害、戦争、暴動、反乱、革命、又は法律・規則・命令の遵守等の不可抗力、煙害、ガス害、停電、異常電圧その他当社の責によらない外部事由に起因する場合。 2) 前項に拘らず、契約者がレンタルルータを滅失させた場合、その原因の如何を問わず、当該滅失によって当社に生じた損害は契約者が賠償するものとします。

以上

個別規定 2: Web ホスティングサービス利用条件

Web ホスティングサービスは、別紙「Web ホスティングサービス利用条件に関する規定」に定める通りとします。現在、Web ホスティングサービスは新規契約の申し込みを終了しています。

個別規定 3: メールアーカイブサービス利用条件

1. サービス内容

(1) 基本サービス

メールアーカイブサービスは、下記①～③により構成されるパッケージサービスです。そのうち一部だけの利用申込はお受けできませんので、ご了承下さい。(例えば、メールアーカイブソフトウェアだけの利用申込は無効となります。)

区分	内容
①メールアーカイブサーバ	マネージドイントラネットサービス上で利用できる、メールアーカイブ機能を備えた専用サーバ(15GB/1台)。
②メールアーカイブソフトウェア	メールアーカイブソフトウェアでは以下機能を提供いたします。 - メールアーカイブ機能 お客様が送受信されるメールデータを複製・蓄積し、検索することができます。 - メールフィルタリング機能 お客様が送受信されるメールデータを任意の条件でフィルタリングすることができます。
③ヘルプデスクサービス	ヘルプデスクサービス ヘルプデスクサービス受付時間: 9:00～18:00 (月曜～金曜、国民の祝日及び当社が定める休業日を除く)

2. 料金

(1) 料金表

区分	料金額	内容
メールアーカイブサーバ月額利用料	1 暦月につき 10,000円(税抜)	・メールアーカイブ専用サーバ(15GB/1台) ・ヘルプデスク
メールアーカイブソフトウェア月額利用料	1 パック・1 暦月 につき3,000円(税抜)	・1 パックで 10 個のメールアドレスまでご利用可能です。
初期設定費(右記のいずれか一つを選択)	基本設定費用	10,000円(税抜) 申込書に記載の内容による基本設定のみを行います。
	拡張設定費用	50,000円(税抜) ・当社エンジニアによる基本設定以外に関するヒアリングを行い、ヒアリングの内容を元にメールアーカイブサービスに関する 初期セットアップを遠隔から実施します。 ・拡張設定費用選択時の初期費用は、基本設定費用に拡張設定費用を加算した金額となります。 ※マネージドイントラネットと同時に申し込まれた契約者 で、マネージドイントラネットの設定で「アドバンスセットアップ」又は「プレミアムセットアップ」をご選択された契約者に対して は、上記基本設定費用のみにて拡張設定をご提供します。
設定変更費	1 回につき 5,000円(税抜)	・メールアーカイブソフトウェアパック数の変更、メールアーカイブサーバハードディスク容量追加、お客様メールサーバの変更を行う場合に必要となります。

※メールアーカイブサーバのリソース変更につきましては、【個別規定 1: マネージドイントラネット利用条件】2. 料金 (1) 料金表 ② に準じます。

(2) 申込承諾時点で発生する費用

メールアーカイブサービスの利用申込を当社が承諾した時点で、上記 2(1)のサービス加入時の初期設定費のうち基本設定費用 10,000 円(税抜)が発生します。実際のご利用有無にかかわらず、又、本契約終了若しくはメールアーカイブサービスの終了までの期間の長短にかかわらず、お支払いいただくこととなりますので、ご了承下さい。

(3) 支払条件

毎月27日までに(27日が銀行休日の場合はその翌銀行営業日)、同月分のご請求金額を現金振込又は指定口座からの振替にてお支払いいただきます。

※契約者へのご請求は、当社より債権譲渡を受ける SFI リーシング株式会社が代行いたします。

※初期費用は、月額利用料の初回請求時に併せてご請求させていただきます。

(4) サービス提供中断時の支払免除額

利用開始日以後本則第 18 条第 1 項に従った中断が24時間以上連続した場合、24時間ごとに 1 日と数えて日割計算し、

その日数に対応する上記 2(1)のメールアーカイブサーバ月額利用料、メールアーカイブソフトウェア月額利用料(及びオプションでご利用いただいている場合には追加ハードディスク月額利用料)の支払を免除します。

3. その他

区分	内容
①最低利用期間	3ヶ月
②定期メンテナンス	毎月、第 3 月曜日 2:00~6:00 を定期メンテナンス時間とします。この時間帯の間、サービスを中断することがあります。上記の他に、緊急時(セキュリティバッチ等)の対応にてメンテナンスを実施させていただく場合があります。
③随時メンテナンス	設備の老朽化、増設などの理由により、弊社の判断でメンテナンスを行う場合があります。また、メンテナンスの間、サービスを中断することがあります。
④加入条件	個別規定 1 の 2.料金(1)料金表(ア)①マネージドイントラネット月額利用料において、A プランもしくは B-2 プランを選択する必要があります。(B-1 プランを選択した場合はご利用できません)

個別規定 4: Web メールサービス利用条件

1. サービス内容

(1) 基本パック

Web メールサービス(基本パック)は、下記①～③により構成されるパッケージサービスです。そのうち一部だけの利用申込はお受けできませんので、ご了承ください。

区分	内容
① Web メールサーバ	マネージドイントラネット上で利用できる、Web メール機能を備えた専用サーバ。
④ Web メールソフトウェア	Web メールサーバ上で、Web メール機能を提供します。提供するバージョンは、当社が定めたバージョンとし、1週間前の通知により適宜バージョン変更することがあります。
① ヘルプデスクサービス	ヘルプデスクサービス ヘルプデスクサービス受付時間: 9:00～18:00 (月曜～金曜、国民の祝日及び当社が定める休業日を除く)

(2) ファイル管理オプション

Web メールサービス(ファイル管理オプション)は、Web メールサービス(基本パック)の利用申込と同時に、もしくはご加入中の場合のみ利用申込をお受けしますのでご了承ください。

区分	内容
② ファイル管理オプションソフトウェア	Web メールサーバ上で、ファイル管理機能を提供します。提供するバージョンは、当社が定めたバージョンとし、1週間前の通知により適宜バージョン変更することがあります。

2. 料金

(1) 料金表

区分	料金額	内容
Web メールサーバ月額利用料	1 暦月につき10,000円(税抜)	・Web メールサーバ専用サーバ(15GB/1台) ・ヘルプデスク
Web メールソフトウェア月額利用料	基本パック 1 パック・1 暦月につき 1,500円(税抜)	・1 パック毎に10ユーザの登録が可能です。 ・Web メール機能を提供します。
	ファイル管理オプション 1 パック・1 暦月につき 500円(税抜)	・1 パックは、10ユーザの登録が可能です。 ・ファイル管理を提供します。 ※基本パックと同様パック数の加入が必要です
初期設定費用	1 回につき5,000円(税抜)	申込書に記載の内容による基本設定のみを行います。
設定変更費	1 回につき5,000円(税抜)	・Web メールサービスのパック数の変更、ドメインの変更、追加を行う場合に必要となります。同時に行う場合も5,000円(税抜)となります。

※Web メールサーバのリソース変更につきましては、【個別規定 1: マネージドイントラネット利用条件】 2. 料金 (1) 料金表 ② に準じます。

(2) 申込承諾時点で発生する費用

Web メールサービスの利用申込を当社が承諾した時点で、上記 2(1)のサービス加入時の初期設定費用 10,000 円(税抜)が発生します。実際のご利用有無にかかわらず、又、本契約終了若しくは Web メールサービスの終了までの期間の長短にかかわらず、お支払いいただくこととなりますので、ご了承ください。

(3) 支払条件

毎月27日までに(27日が銀行休日の場合はその翌銀行営業日)、同月分のご請求金額を現金振込又は指定口座からの振替にてお支払いいただきます。

※契約者へのご請求は、当社より債権譲渡を受ける SFI リーシング株式会社が代行いたします。

※初期費用は、月額利用料の初回請求時に併せてご請求させていただきます。

(4) サービス提供中断時の支払免除額

利用開始日以後本則第 18 条第 1 項に従った中断が24時間以上連続した場合、24時間ごとに 1 日と数えて日割計算し、その日数に対応する上記 2(1)の Web メールサーバ月額利用料、Web メールソフトウェア月額利用料の支払を免除します。

3. その他

区分	内容
①最低利用期間	3ヶ月
②定期メンテナンス	毎月、第 3 月曜日 2:00～6:00 を定期メンテナンス時間とします。この時間帯の間、サービスを中断することがあります。上記の他に、緊急時(セキュリティバッチ等)の対応にてメンテナンスを実施させていただく場合があります。
③随時メンテナンス	設備の老朽化、増設などの理由により、弊社の判断でメンテナンスを行う場合があります。また、メンテナンスの間、サービスを中断することがあります。
④加入条件	個別規定 1 の 2.料金(1)料金表(ア)①マネージドイントラネット月額利用料において、A プランもしくは B-2 プランを選択する必要があります。(B-1 プランを選択した場合はご利用できません)

個別規定 5: イン트라ネット仮想ホスティングサービス利用条件

1. サービス内容

(1) 基本サービス

イン트라ネット仮想ホスティングサービス(基本パック)は、下記①～③により構成されるパッケージサービスです。そのうち一部だけの利用申込はお受けできませんので、ご了承下さい。

区分	内容
① ゲートウェイ	マネージドイン트라ネットと仮想サーバをつなぐゲートウェイ。
② 仮想サーバ	マネージドイン트라ネットと VPN にて接続可能な仮想サーバ。 「Standard」「Pro」「Premium」「Limited」の 4 種類のモデルから選択。 ※オペレーションシステムはインストールし引き渡します。オペレーションシステムの管理は契約者が行います。
③ ポータルサイト	仮想サーバを管理するためのツール。 仮想サーバの状態表示、電源 ON/OFF、バックアップ/リストアを行うことができます。
④ ヘルプデスクサービス	ヘルプデスクサービス ヘルプデスクサービス受付時間: 9:00～18:00 (月曜～金曜、国民の祝日及び当社が定める休業日を除く)

(2) オプションサービス

オプションサービスは、イン트라ネット仮想ホスティングサービスの利用申込と同時に、もしくはご加入中の場合のみ利用申込をお受けします。

区分	内容
① CPU 追加	指定の仮想サーバに CPU を追加
② メモリ追加	指定の仮想サーバにメモリを追加
③ ディスク容量追加	指定の仮想サーバにディスクを追加
④ NIC 追加	指定の仮想サーバに NIC を追加
⑤ Windows ライセンス	指定の仮想サーバにてWindows ライセンスを追加
⑥ Red Hat Enterprise ライセンス	指定の仮想サーバにてRed Hat Enterprise ライセンスを追加
⑦ ネットワークストレージ	ネットワークを通して利用する大容量ストレージ
⑧ 共用インターネット	共用型のインターネット接続回線 Firewall とグローバル IP アドレス 1 個が利用可能
⑨ 共用インターネット(グローバルアドレス追加)	共用インターネットにグローバルアドレスを追加
⑩ ロードバランサ	仮想アプライアンス型のロードバランサ
⑪ ファイアウォール設定オプション	弊社専任エンジニアによるファイアウォールの設定ヒアリング、および設定代行を行います。

(3) ライセンスサービス

ライセンスサービスは、イン트라ネット仮想ホスティングサービスの利用申込と同時に、もしくはご加入中の場合のみ利用申込をお受けしますのでご了承下さい。

区分	内容
① SQL Server ライセンス	指定の仮想サーバに SQL Server ライセンスを追加
② Exchange Server ライセンス	指定の仮想サーバに Exchange Server ライセンスを追加
③ TerminalServices(RemoteDesktopServices)ライセンス	指定の仮想サーバに Terminal Services(Remote Desktop Services)ライセンスを追加
④ SharePoint	指定の仮想サーバに SharePoint ライセンスを追加

(4) 取扱いライセンスバージョン

<※>新規取り扱いは終了しております。

区分	内容
① Windows ライセンス	WindowsServer2003(Enterprise/Standard) <※> WindowsServer2003R2(Enterprise/Standard) <※> WindowsServer2008(Enterprise/Standard) WindowsServer2008R2(Enterprise/Standard) WindowsServer2012 WindowsServer2012R2 WindowsServer2016
② CentOS ライセンス	CentOS 5.3 <※> CentOS 5.4 <※> CentOS 6.4 <※> CentOS 5.11 CentOS 6.6
③ Red Hat Enterprise ライセンス	Red Hat Enterprise 5.3 <※> Red Hat Enterprise 5.4 <※> Red Hat Enterprise 5.11 Red Hat Enterprise 6.6
④ SQL Server ライセンス	SQL Server 2005 SQL Server 2008 SQL Server 2008 R2 SQL Server 2012
⑤ Exchange Server ライセンス	Exchange Server 2007 Exchange Server 2010 Exchange Server 2013

⑥ SharePoint	SharePoint 2007 SharePoint 2010 SharePoint 2013
--------------	---

2. 料金

(1) 料金表

①基本サービス料金

区分	料金額	内容
ゲートウェイ利用料	1 暦月につき58,000円(税抜)	・マネージドインターネットとの VPN 接続 ・東京、大阪のロケーション選択
初期設定費用	1 回につき98,000円(税抜)	申込書に記載の内容による基本設定のみを行います。 当社エンジニアがヒアリングを行い、ヒアリングの内容を元に設定を遠隔から実施します。

②オプションサービス料金

区分	初期費用	月額利用料	内容
仮想サーバ料金	Premiumモデル(SAS)	47,200円(税抜) 1サーバ・1 暦月につき 47,200円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバース構成(CPU:1 仮想 CPU、メモリ:1GB、ディスク容量:20GB(SAS)、NIC:1) ・最大リソース(CPU:4 仮想 CPU、メモリ:16GB、ディスク数:3、NIC:2) ・仮想マシン監視(リソース、プロセス、死活) ・リソース確保(混雑時にも優先的に指定リソースの利用を保障します) ※Proモデル、Standardモデルへのダウングレードはできません ※OSをインストールまでを当社で実施します。OS以上は、契約者の責任範囲となります。 ※加入時にOSの選択が必要となります。契約途中でのOSの変更はできません。 ※OSは、CentOS、Windows、Red Hat Enterprise から選択が可能 ※Windows は、別途ライセンスのオプション追加が必要です。 ※Red Hat Enterprise は、サービス利用される場合、別途ライセンスのオプション追加が必要です。契約者がライセンスをご用意いただくことも可能です。
	P remiu mモデル(SATA)	45,300円(税抜) 1サーバ・1 暦月につき 45,300円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバース構成(CPU:1 仮想 CPU、メモリ:1GB、ディスク容量:20GB(SATA)、NIC:1) ・最大リソース(CPU:4 仮想 CPU、メモリ:16GB、ディスク数:3、NIC:2) ・仮想マシン監視(リソース、プロセス、死活) ・リソース確保(混雑時にも優先的に指定リソースの利用を保障します) ※Proモデル、Standardモデルへのダウングレードはできません ※OSをインストールまでを当社で実施します。OS以上は、契約者の責任範囲となります。 ※加入時にOSの選択が必要となります。契約途中でのOSの変更はできません。 ※OSは、CentOS、Windows、Red Hat Enterprise から選択が可能 ※Windows は、別途ライセンスのオプション追加が必要です。 ※Red Hat Enterprise は、サービス利用される場合、別途ライセンスのオプション追加が必要です。契約者がライセンスをご用意いただくことも可能です。
	Proモデル(SAS)	33,300円(税抜) 1サーバ・1 暦月につき 33,300円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバース構成(CPU:1 仮想 CPU、メモリ:1GB、ディスク容量:20GB(SAS)、NIC:1) ・最大リソース(CPU:4 仮想 CPU、メモリ:16GB、ディスク数:3、NIC:2) ・仮想マシン監視(リソース、プロセス、死活) ※Standardモデルへのダウングレードはできません ※OSをインストールまでを当社で実施します。OS以上は、契約者の責任範囲となります。 ※加入時にOSの選択が必要となります。契約途中でのOSの変更はできません。 ※OSは、CentOS、Windows、Red Hat Enterprise から選択が可能 ※Windows は、別途ライセンスのオプション追加が必要です。 ※Red Hat Enterprise は、サービス利用される場合、別途ライセンスのオプション追加が必要です。契約者がライセンスをご用意いただくことも可能です。
	Proモデル(SATA)	31,400円(税抜) 1サーバ・1 暦月につき 31,400円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバース構成(CPU:1 仮想 CPU、メモリ:1GB、ディスク容量:20GB(SATA)、NIC:1) ・最大リソース(CPU:4 仮想 CPU、メモリ:16GB、ディスク数:3、NIC:2) ・仮想マシン監視(リソース、プロセス、死活) ※Standardモデルへのダウングレードはできません ※OSをインストールまでを当社で実施します。OS以上は、契約者の責任範囲となります。 ※加入時にOSの選択が必要となります。契約途中でのOSの変更はできません。 ※OSは、CentOS、Windows、Red Hat Enterprise から選択が可能 ※Windows は、別途ライセンスのオプション追加が必要です。 ※Red Hat Enterprise は、サービス利用される場合、別途ライセンスのオプション追加が必要です。契約者がライセンスをご用意いただくことも可能です。

	Standardモデル(SAS)	17,500円(税抜)	1サーバ・1 暦月につき 17,500円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバソース構成(CPU:1 仮想 CPU、メモリ:1GB、ディスク容量:20GB(SAS)、NIC:1) ・最大リソース(CPU:2 仮想 CPU、メモリ:4GB、ディスク数:3、NIC:2) ※OSをインストールまでを当社で実施します。OS以上は、契約者の責任範囲となります。 ※加入時にOSの選択が必要となります。契約途中でのOSの変更はできません。 ※OSは、CentOS、Windows、Red Hat Enterprise から選択が可能 ※Windows は、別途ライセンスのオプション追加が必要です。 ※Red Hat Enterprise は、サービス利用される場合、別途ライセンスのオプション追加が必要です。契約者がライセンスをご用意いただくことも可能です。
	Standardモデル(SATA)	15,800円(税抜)	1サーバ・1 暦月につき 15,800円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバソース構成(CPU:1 仮想 CPU、メモリ:1GB、ディスク容量:20GB(SATA)、NIC:1) ・最大リソース(CPU:2 仮想 CPU、メモリ:4GB、ディスク数:3、NIC:2) ※OSをインストールまでを当社で実施します。OS以上は、契約者の責任範囲となります。 ※加入時にOSの選択が必要となります。契約途中でのOSの変更はできません。 ※OSは、CentOS、Windows、Red Hat Enterprise から選択が可能 ※Windows は、別途ライセンスのオプション追加が必要です。 ※Red Hat Enterprise は、サービス利用される場合、別途ライセンスのオプション追加が必要です。契約者がライセンスをご用意いただくことも可能です。
	Limitedモデル(SAS)	72,000円(税抜)	1サーバ・1 暦月につき 72,000円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバソース構成(CPU:1 仮想 CPU、メモリ:1GB、ディスク容量:20GB(SAS)、NIC:1) ・最大リソース(CPU:6 仮想 CPU、メモリ:32GB、ディスク数:5、NIC:2) ・仮想マシン監視(リソース、プロセス、死活) ・リソース確保(混雑時にも優先的に指定リソースの利用を保障します) ※モデル変更はできません ※OSをインストールまでを当社で実施します。OS以上は、契約者の責任範囲となります。 ※加入時にOSの選択が必要となります。契約途中でのOSの変更はできません。 ※OSは、CentOS、Window、Red Hat Enterprise から選択が可能 ※Windows は、別途ライセンスのオプション追加が必要です。 ※Red Hat Enterprise は、サービス利用される場合、別途ライセンスのオプション追加が必要です。契約者がライセンスをご用意いただくことも可能です。
	Limitedモデル(SATA)	69,800円(税抜)	1サーバ・1 暦月につき 69,800円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバソース構成(CPU:1 仮想 CPU、メモリ:1GB、ディスク容量:20GB(SATA)、NIC:1) ・最大リソース(CPU:6 仮想 CPU、メモリ:32GB、ディスク数:5、NIC:2) ・仮想マシン監視(リソース、プロセス、死活) ・リソース確保(混雑時にも優先的に指定リソースの利用を保障します) ※モデル変更はできません ※OSをインストールまでを当社で実施します。OS以上は、契約者の責任範囲となります。 ※加入時にOSの選択が必要となります。契約途中でのOSの変更はできません。 ※OSは、CentOS、Window、Red Hat Enterprise から選択が可能 ※Windows は、別途ライセンスのオプション追加が必要です。 ※Red Hat Enterprise は、サービス利用される場合、別途ライセンスのオプション追加が必要です。契約者がライセンスをご用意いただくことも可能です。
サービスオプション サービス契約にオプションとして追加可能	ネットワークストレージ	21,600円(税抜)	500GB・1 暦月につき 21,600円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・1 ボリュームにつき500GB～5TBの範囲での追加。500GB単位 ※サービス1契約につき複数ボリューム追加可能 ※利用途中でストレージ容量の増加は可能ですが、減少はできません。
	共用インターネット	29,000円(税抜)	1 暦月につき29,000円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書で指定したFirewall利用 ・グローバルIPアドレス1個(NATにより使用) ※サービス1契約につき1つのみオプション追加可能
	共用インターネット(グローバルアドレス追加)	14,600円(税抜)	1 暦月につき14,600円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルIPアドレス1個(NATにより使用) ※共用インターネット(サービスオプション)を契約した場合のみ、オプション追加可能 ※オプション追加可能な契約数は、東京ロケーションでは、16個まで、大阪ロケーションでは、4個まで
	ロードバランサ10	26,100円(税抜)	1 暦月につき26,100円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・10MbpsのL4/L7ロードバランサ機能 ・単体、冗長構成の選択が可能 ※東京ロケーションのみ利用可能 ※同時にロードバランサ100、ロードバランサ100S、ロードバランサ1000Sのオプション追加はできません
	ロードバランサ100	48,400円(税抜)	1 暦月につき48,400円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・100MbpsのL4/L7ロードバランサ機能 ・単体、冗長構成の選択が可能 ※東京ロケーションのみ利用可能 ※同時にロードバランサ10、ロードバランサ100S、ロードバランサ1000Sのオプション追加はできません
	ロードバランサ100S	79,100円(税抜)	1 暦月につき79,100円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・100MbpsのL4/L7ロードバランサ機能 ・単体、冗長構成の選択が可能 ・SSLに対応(50TPS) ※東京ロケーションのみ利用可能 ※同時にロードバランサ10、ロードバランサ100、ロードバランサ1000Sのオプション

				追加はできません
	ロードバランサ1000S	120,600円(税抜)	1 暦月につき120,600円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・1000MbpsのL4/L7ロードバランサ機能 ・単体、冗長構成の選択が可能 ・SSLに対応(5000TPS) ※東京ロケーションのみ利用可能 ※同時にロードバランサ10、ロードバランサ100、ロードバランサ100Sのオプション追加はできません
	ファイアウォール設定オプション	50,000円(税抜)	—	弊社専任エンジニアによるファイアウォールの設定ヒアリング、および設定代行を行います。
サーバオプション 各仮想サーバにオプションとして追加可能	CPU追加(Premiumモデル)	9,300円(税抜)	1 仮想CPU・1 暦月につき9,300円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(Premiumモデル)へ1 仮想CPU追加 ・最大4 仮想CPUまで
	CPU追加(Proモデル)	4,700円(税抜)	1 仮想CPU・1 暦月につき4,700円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(Proモデル)へ1 仮想CPU追加 ・最大4 仮想CPUまで
	CPU追加(Standardモデル)	4,400円(税抜)	1 仮想CPU・1 暦月につき4,400円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(Standardモデル)へ1 仮想CPU追加 ・最大2 仮想CPUまで
	CPU追加(Limitedモデル)	10,800円(税抜)	1 仮想CPU・1 暦月につき10,800円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(Limitedモデル)へ1 仮想CPU追加 ・最大6 仮想CPUまで
	メモリ追加(Premiumモデル)	6,200円(税抜)	1 メモリ・1 暦月につき6,200円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(Premiumモデル)へ1GBメモリ追加 ・最大16GBまで
	メモリ追加(Proモデル)	3,100円(税抜)	1 メモリ・1 暦月につき3,100円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(Proモデル)へ1GBメモリ追加 ・最大16GBまで
	メモリ追加(Standardモデル)	2,900円(税抜)	1 メモリ・1 暦月につき2,900円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(Standardモデル)へ1GBメモリ追加 ・最大4GBまで
	メモリ追加(Limitedモデル)	7,200円(税抜)	1 メモリ・1 暦月につき7,200円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(Limitedモデル)へ1GBメモリ追加 ・最大32GBまで
	Windows ライセンス(Premiumモデル)	1,600円(税抜)	メモリ1GB・1 暦月につき1,600円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(Premiumモデル)のWindows ライセンス ・仮想サーバのOS選択において、Windows を選択した場合、オプションの追加契約が必要
	Windows ライセンス(Proモデル)	900円(税抜)	メモリ1GB・1 暦月につき900円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(Proモデル)の Windows ライセンス ・仮想サーバのOS選択において、Windows を選択した場合、オプションの追加契約が必要
	Windows ライセンス(Standardモデル)	800円(税抜)	メモリ1GB・1 暦月につき800円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(Standardモデル)の Windows ライセンス ・仮想サーバのOS選択において、Windows を選択した場合、オプションの追加契約が必要
	Windows ライセンス(Limitedモデル)	1,900円(税抜)	メモリ1GB・1 暦月につき1,900円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(Limitedモデル)の Windows ライセンス ・仮想サーバのOS選択において、Windows を選択した場合、オプションの追加契約が必要
	RedHat Enterprise ライセンス(Small)	9,800円(税抜)	仮想 CPU4 つまで・1 暦月につき 9,800円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(仮想 CPU4 つまで)の Red Hat Enterprise ライセンス ・仮想サーバのOS選択において、Red Hat Enterprise を選択した場合、オプションの追加契約が必要
	RedHat Enterprise ライセンス(Large)	19,800円(税抜)	仮想 CPU5 つ以上・1 暦月につき19,800円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(仮想 CPU5 つ以上)の Red Hat Enterprise ライセンス ・仮想サーバのOS選択において、Red Hat Enterprise を選択した場合、オプションの追加契約が必要
	ディスク容量追加(SAS)	2,100円(税抜)	10GB・1 暦月につき2,100円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・SASディスク10GB ※10GB単位の追加(「ディスク容量追加」オプション契約後、該当ディスクが100GBまで) ※50GB単位の追加(「ディスク容量追加」オプション契約後、該当ディスクが100GBから) ※ディスクあたり、最大250GBまで ※加入時に追加するディスクを選択できます。最大3ディスクまで利用できます。 ※「ディスク容量追加」の解約は、ディスク単位のみとなります。また、最終追加ディスクのみの解約が可能です ※同一ディスクでの容量の減少となる「ディスク容量追加」の解約はできません。 ※OSが Windows2003 をご利用の場合、初期の仮想サーバと同一のドライブへの追加はできません。
	ディスク容量追加(SATA)	1,200円(税抜)	10GB・1 暦月につき1,200円(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・SATAディスク10GB ※10GB単位の追加(「ディスク容量追加」オプション契約後、該当ディスクが100GBまで) ※50GB単位の追加(「ディスク容量追加」オプション契約後、該当ディスクが100GBから) ※ディスクあたり、最大500GBまで ※加入時に追加するディスクを選択できます。最大3ディスクまで利用できます。 ※「ディスク容量追加」の解約は、ディスク単位のみとなります。また、最終追加ディスク

				クのみの解約が可能です ※同一ディスクでの容量の減少となる「ディスク容量追加」の解約はできません。 ※OSが Windows2003 をご利用の場合、初期の仮想サーバと同一のドライブへの追加はできません。
	退避ディスク容量追加 (SATA)	1, 200円(税抜)	10GB・1 暦月につき 1, 200円(税抜)	・退避用SATAディスク10GB ※10GB単位の追加(「退避ディスク容量追加」オプション契約後、該当ディスクが100GBまで) ※50GB単位の追加(「退避ディスク容量追加」オプション契約後、該当ディスクが100GBから) ※1 仮想サーバあたり最大3TB まで
	NIC追加	3, 100円(税抜)	1NIC・1 暦月につき 3, 100円(税抜)	・1NIC ※最大2NICまで ※ネットワークストレージ利用時には、本オプション追加が必ず必要となります

[1]変更料金

区分	料金額	内容
設定変更費	1 回につき5, 000円(税抜)	契約変更を伴わない変更における手数料

[2]基本サービスA プランから B プラン変更時の環境移行費

区分	料金額	内容
基本費用	70, 000円(税抜)	A プランから B プラン変更に係る基本費用
サーバ移行費用	20, 000円(税抜)	ハードディスク 150GB 未満のサーバ 1 台あたりの環境移行費
超過ディスク費用	20, 000円(税抜)	ハードディスク 150GB 以上 300GB 以内のサーバ 1 台あたりの環境移行費

③ライセンスサービス料金

区分		初期設定費用	月額利用料	内容
SQL Server	Standard	SAL	※[1]初期設定費用 をご参照ください 1ライセンス・1 暦月につき 2, 940円(税抜)	・SQL Server Standard ライセンス ※SQL Server を利用するユーザ数分必要となります。 ※インストール作業を当社で実施し、SQL Server Standard を利用できる状態にします。 ※仮想サーバが初期状態でのデフォルトインストール作業を行います。
		Processor	※[1]初期設定費用 をご参照ください 1ライセンス・1 暦月につき 48, 200円(税抜)	・SQL Server Standard ライセンス ※インストールする SQL Server の仮想 CPU 数分必要となります。 ※インストール作業を当社で実施し、SQL Server Standard を利用できる状態にします。 ※仮想サーバが初期状態でのデフォルトインストール作業を行います。
		Core	※[1]初期設定費用 をご参照ください 1ライセンス・1 暦月につき 52, 000円(税抜)	・SQL Server Standard ライセンス ※ SQL Server Standard Core 1 ライセンスあたり 2 仮想 Core まで適用 ※ SQL Server Standard Core は 2 ライセンス以上が利用条件となります ※ 左記 1 ライセンスは SQL Server Standard Core 2 ライセンス分となります。 ※インストール作業を当社で実施し、SQL Server Standard を利用できる状態にします。 ※仮想サーバが初期状態でのデフォルトインストール作業を行います。
	Enterprise	SAL	※[1]初期設定費用 をご参照ください 1ライセンス・1 暦月につき 2, 900円(税抜)	・SQL Server Enterprise ライセンス ※SQL Server を利用するユーザ数分必要となります。 ※インストール作業を当社で実施し、SQL Server Enterprise を利用できる状態にします。 ※仮想サーバが初期状態でのデフォルトインストール作業を行います。
		Processor	※[1]初期設定費用 をご参照ください 1ライセンス・1 暦月につき 184, 400円(税抜)	・SQL Server Enterprise ライセンス ※インストールする SQL Server の仮想 CPU 数分必要となります。 ※インストール作業を当社で実施し、SQL Server Enterprise を利用できる状態にします。

					※仮想サーバが初期状態でのデフォルトインストール作業を行います。。
		Core	※[1]初期設定費用 をご参照ください	1ライセンス・1 暦月につき 198,000円(税抜)	・SQL Server Standard ライセンス ※ SQL Server Standard Core 1 ライセンスあたり 2 仮想 Core まで適用 ※ SQL Server Standard Core は 2 ライセンス以上が利用条件となります ※ 左記 1 ライセンスは SQL Server Standard Core 2 ライセンス分となります。 ※インストール作業を当社で実施し、SQL Server Standard を利用できる状態にします。 ※仮想サーバが初期状態でのデフォルトインストール作業を行います。
Exchange Server	Standard	SAL	別途お見積り	1ライセンス・1 暦月につき 400円(税抜)	・Exchange Server Standard ライセンス ※Exchange Server を利用するユーザ数分必要となります。 ※インストール作業を当社で実施し、Exchange Server Standard を利用できる状態にします。 ※仮想サーバが初期状態でのデフォルトインストール作業を行います。
	Enterprise	SAL	別途お見積り	1ライセンス・1 暦月につき 900円(税抜)	・Exchange Server Enterprise ライセンス ※Exchange Server を利用するユーザ数分必要となります。 ※インストール作業を当社で実施し、Exchange Server Enterprise を利用できる状態にします。 ※仮想サーバが初期状態でのデフォルトインストール作業を行います。
Terminal Services (Remote Desktop Services)	—	SAL	※[1]初期設定費用 をご参照ください	1ライセンス・1 暦月につき 880円(税抜)	- Terminal Services (Remote Desktop Services) ライセンス ※Terminal Services (Remote Desktop Services) を利用するユーザ数分必要となります。 ※ インストール作業を当社で実施し、Terminal Services (Remote Desktop Services) を利用できる状態にします。 ※仮想サーバが初期状態でのデフォルトインストール作業を行います。
SharePoint Server	Standard	SAL	※[1]初期設定費用 をご参照ください	1ライセンス・1 暦月につき 600円(税抜)	・SharePoint Server ライセンス ※SharePoint Server を利用するユーザ数分必要となります。 ※インストール作業を当社で実施し、SharePoint Server Standard を利用できる状態にします。 ※仮想サーバが初期状態でのデフォルトインストール作業を行います。
	Enterprise	SAL	※[1]初期設定費用 をご参照ください	1ライセンス・1 暦月につき 700円(税抜)	・SharePoint Server ライセンス ※SharePoint Server を利用するユーザ数分必要となります。 ※インストール作業を当社で実施し、SharePoint Server Enterprise を利用できる状態にします。 ※仮想サーバが初期状態でのデフォルトインストール作業を行います。

[1]初期設定費用

区分	料金額	内容	
SQL Server	オンサイト	1 導入作業(2 台まで) 120,000円(税抜)	事前ヒアリング、現地インストール作業、作業結果送付
		1 導入作業(3 台目以降、1 台あたり) 60,000円(税抜)	事前ヒアリング、現地インストール作業、作業結果送付
	リモート	1 導入作業(2 台まで) 105,000円(税抜)	事前ヒアリング、弊社よりリモートインストール作業、作業結果送付
		1 導入作業(3 台目以降、1 台あたり) 60,000円(税抜)	事前ヒアリング、弊社よりリモートインストール作業、作業結果送付
ターミナルサービス	オンサイト	1 導入作業(5 台まで) 60,000円(税抜)	事前ヒアリング、現地インストール作業、作業結果送付
		1 導入作業(6 台目以降、1 台あたり) 12,000円(税抜)	事前ヒアリング、現地インストール作業、作業結果送付
	リモート	1 導入作業(5 台まで) 55,000円(税抜)	事前ヒアリング、弊社よりリモートインストール作業、作業結果送付
		1 導入作業(6 台目以降、1 台あたり) 12,000円(税抜)	事前ヒアリング、弊社よりリモートインストール作業、作業結果送付

[2]変更料金

区分	料金額	内容
設定変更費	1 仮想サーバにつき 198,000円(税抜)	インストール内容の設定を変更する手数料

(2) 申込承諾時点で発生する費用

イントラネット仮想ホスティングサービスの利用申込を当社が承諾した時点で、上記 2(1)のサービス加入時の①基本サービス料金の「初期設定費用」、②オプションサービス料金の各「初期費用」、③ライセンスサービス料金の各「初期設定費用」が発生します。実際のご利用有無にかかわらず、又、本契約終了若しくはイントラネット仮想ホスティングサービスの終了までの期間の長短にかかわらず、お支払いいただくこととなりますので、ご了承下さい。

(3) 支払条件

毎月27日までに(27日が銀行休日の場合はその翌銀行営業日)、同月分のご請求金額を現金振込又は指定口座からの振替にてお支払いいただきます。
 ※イントラネット仮想ホスティングサービスは、利用開始当該月分の支払額を無償とし、解除当該月分の支払額は、全額負担するものとします。
 ※契約者へのご請求は、当社より債権譲渡を受ける SFI リーシング株式会社が代行いたします。
 ※初期費用は、月額利用料の初回請求時に併せてご請求させていただきます。

(4) サービス提供中断時の支払免除額

利用開始日以後本則第 18 条第 1 項に従った中断が24時間以上連続した場合、24時間ごとに 1 日と数えて日割計算し、その日数に対応する上記 2(1)の各月額利用料の支払を免除します。

3. その他

区分	内容
①最低利用期間	基本サービス契約:3ヶ月、オプションサービス契約:1ヶ月、ライセンスサービス契約:1ヶ月
②メンテナンス	マネージドイントラネットの定期メンテナンス以外に仮想サーバサービスの通常メンテナンスを行う場合があります。その場合には、2週間前に通知します。また、サービス提供に支障きたす恐れがあると当社が判断した場合、緊急メンテナンスを実施します。
③その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバのオペレーションシステム上は契約者の責任範囲とします。 ・ネットワーク部分に関しては、イントラネット仮想ホスティングサービスロケーションに設置されるDG-X1000 の疎通までを当社の責任範囲とします。 ・イントラネット仮想ホスティングサービスにて使用するIPアドレスは、当社が指定します。 ・各お客様拠点にて同一ネットワークアドレスを利用できません。 ・仮想サーバは、DHCPにより固定アドレスを付与します。各仮想サーバで静的な固定アドレスの設定はできません。 ・各仮想サーバのオペレーションシステムのカーネルアップデート、サービスパックの適用を実施できません
④加入条件	個別規定 1 の 2.料金(1)料金表(ア)①マネージドイントラネット月額利用料に定義される、A プランもしくは B-1 プラン、B-2 プランを選択されていること。

個別規定 9: リモートアクセス "Smart Device VPN" 利用条件

リモートアクセス "Smart Device VPN" は、下記①～②により構成されるパッケージサービスです。そのうち一部だけの利用申込はお受けできませんので、ご了承下さい。(例えば、desknet's ソフトウェアだけの利用申込は無効となります。)

区分	内容
① Smart Device VPN サーバ	bit-drive データセンター内に設置されたお客様専用の VPN 接続サーバ。Smart Device VPN の終端機能を提供。
② ヘルプデスクサービス	ヘルプデスクサービス ヘルプデスクサービス受付時間: 9:00～18:00 (月曜～金曜、国民の祝日及び当社が定める休業日を除く)

2. 料金

(1) 料金表

区分	料金額	内容
月額利用料	1 暦月につき 9,800 円(税抜)	・ Smart Device VPN サーバ ・ ヘルプデスク
初期設定費用	5,000 円(税抜)	申込書に記載の内容による基本設定のみを行います。

(2) 申込承諾時点で発生する費用

リモートアクセス "Smart Device VPN" の利用申込を当社が承諾した時点で、上記 2(1) のサービス加入時の初期設定費用 5,000 円(税抜)が発生します。上記 2(1) の月額利用料は、実際のご利用有無にかかわらず、又、本契約終了若しくはリモートアクセス "Smart Device VPN" の終了までの期間の長短にかかわらず、お支払いいただくこととなりますので、ご了承下さい。

(3) 支払条件

毎月 27 日までに(27 日が銀行休日の場合はその翌銀行営業日)、同月分のご請求金額を現金振込又は指定口座からの振替にてお支払いいただきます。

※ 契約者へのご請求は、当社より債権譲渡を受ける SFI リーシング株式会社が代行いたします。

※ 初期費用は、月額利用料の初回請求時に併せてご請求させていただきます。

(4) サービス提供中断時の支払免除額

利用開始日以後本則第 18 条第 1 項に従った中断が 24 時間以上連続した場合、24 時間ごとに 1 日と数えて日割計算し、その日数に対応する上記 2(1) の月額利用料の支払を免除します。

3. その他

区分	内容
① 最低利用期間	3ヶ月
② 定期メンテナンス	毎月、第 3 月曜日 2:00～6:00 を定期メンテナンス時間とします。この時間帯の間、サービスを中断することがあります。上記の他に、緊急時(セキュリティバッチ等)の対応にてメンテナンスを実施させていただく場合があります。
③ 随時メンテナンス	設備の老朽化、増設などの理由により、弊社の判断でメンテナンスを行う場合があります。また、メンテナンスの間、サービスを中断することがあります。
④ 加入条件	個別規定 1 の 2.料金(1)料金表(ア)① マネージドイントラネット月額利用料において、A プランもしくは B-2 プランを選択する必要があります。(B-1 プランを選択した場合はご利用できません)